



高福祉のオアシス都市

早島町地域福祉計画

平成23年3月
早島町

策定にあたって

地域福祉とは、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決する地域力であり、それを実践するまちづくりであると考えます。

本町では、「第3次早島町総合計画」及び下半期実施計画である「新生早島まちづくりプラン」のもと、平成18年度に「早島町地域福祉計画」を策定し、町と自治住区が連携して地域福祉の推進に努めてまいりました。この地域福祉計画策定から4年が経過し、少子高齢化・核家族化等に伴う地域や家族の役割、地域住民相互の社会的つながり、福祉に対する町民ニーズの多様化等環境の変化が進むとともに、これに対応して地域活動も一歩ずつ自立したものに成長しつつあります。

このような状況の中、これまで推進してまいりました「誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して末永く生活できるための仕組みづくり」を更に明確に示していくことが求められています。また、平成22年度は、今後10年間のまちづくりの指針を定めた「第4次早島町総合計画」を策定し、地域福祉の推進を大きな柱として位置付けているため、「早島町地域福祉計画」の見直しをいたしました。

この計画は、今後5年間の計画とし、地域福祉のまちづくりを進めるための基本計画であり、保健福祉に関する分野別計画を内包するとともに、その上位計画に位置付けられます。新たな計画では「高福祉のオアシス都市」を将来像とし、「自治住区を中心とした福祉コミュニティの形成」と、「行政による福祉サービスの推進」を計画の基本目標とし、地域・町民・行政が重点的に取り組むべき方向や施策を示しています。

この計画の実施・推進にあたっては、何よりも町民の皆様と町がともに手を携え、基礎となる自治住区及び自治会での地域ぐるみの取り組みが必要と考えています。

計画の策定にあたり、ご協力をいただきました策定委員会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

早島町長 佐藤友彦

第1章 はじめに

1. 地域福祉計画の概要	1
2. 地域福祉計画見直しに関して	2
3. 計画策定の基本的な考え方、及び計画の位置付け	2
4. 計画の見直し体制	4
5. 計画の期間	4

第2章 現状分析

1. 早島町の概況	5
1) 統計データ	5
(1) 早島町の人口	5
(2) まちの将来人口	6
(3) 高齢者人口	7
(4) 地域数・世帯当たり人口	7
(5) 就学前・小学校児童人口	8
(6) 幼稚園入園数・保育所入所数	8
(7) 合計特殊出生率	9
(8) 要保護世帯数	9
(9) 要介護認定者	10
(10) 障がい者の状況	11
2) 統計データ一覧	13
自治住区年代別人口等	13
自治住区活動組織等	15
3) 地域福祉活動	17
(1) 町が主催する主な年間行事	17
(2) 町民活動支援センター	17
(3) NPO 活動	17
(4) その他ボランティア活動	18
(5) 当事者団体活動	18
2. 自治住区の概況	19
1) 自治住区と自治会	20
2) 統計データ	20
(1) 人口・世帯数	20
(2) 健康・福祉	21
民生児童委員数・愛育委員数・栄養委員数	21
要保護世帯数	22
(3) まちづくり活動	23
シルバー人材センター会員・老人クラブ会員	23
自主防災組織、婦人会、子ども会	23

ふれあい給食・ふれあいいいききサロン	24
3) 各種施設等	25
4) 自治住区各種施設配置図	29
自治住区各種施設	29
自治住区各種施設	31

第3章 アンケート結果

1. アンケート結果	33
1) 調査の概要	33
(1) 調査の目的	33
(2) 調査の方法	33
(3) 回収結果	33
(4) アンケート結果の見方	33
2) 調査結果	34
(1) 回答者の属性	34
(2) 集計結果	36
暮らしの満足度	36
「地域福祉のまちづくり」に向けて	38
「活力あるまちづくり」に向けて	40
優先して欲しい施策	41
町の将来像	43

第4章 施策の展開

1. 施策体系	45
1) 地域福祉の将来像	45
2) 基本目標	45
3) 施策体系図	47
2. 具体的な施策	49
1) 住民自治による福祉コミュニティの形成	49
(1) 地域住民活動の推進	49
子ども、親同士が交流できる場の充実	49
通学路の安全確保	49
乗合タクシーの運行支援	50
見守りネットワークの構築	50
防災・防犯活動の充実	50
障がい者の交流機会の充実	51
(2) 自治住区を基本にした活動	52
自治住区まちづくり計画の策定	52
自治住区地域福祉推進部会の発展	53
(3) 支え合いと交流の推進	54

町民ヘルパーの養成	54
町民活動支援センターの充実	54
福祉活動の担い手育成	55
生涯学習への参加促進	55
福祉教育の推進	56
2) 行政による福祉サービスの推進	57
(1) 情報・相談機能の充実	57
公共施設予約管理システムの導入	57
情報データベースの構築	57
身近な総合的な相談支援体制の構築	58
(2) 健康づくりの推進	59
健診体制の整備	59
健康づくりの環境整備	59
介護予防の推進	59
軽スポーツによる健康づくりの推進	60
(3) 基盤整備の推進	61
町民憩いの場の整備	61
住区公園の整備	61
介護基盤の整備	61
あんしん歩行エリアの整備	62
保育園の整備	62
コミュニティバスの運行	62

第5章 推進・評価体制

1. 各主体の役割	63
1) 町民の役割	63
2) 行政の役割	63
3) 社会福祉協議会の役割	64
4) 民生委員・児童委員の役割	65
5) 愛育委員、栄養委員の役割	65
6) ボランティア団体、NPOの役割	65
7) 社会福祉施設の役割	66
8) 自治住区の役割	66
2. 推進体制の整備	67
3. 町民への啓発の推進	68
4. 計画・評価の仕組み	68
5. 実行結果の評価	69
1) 計画の実行	69
2) 早島町地域福祉計画評価委員会（仮称）による評価	69
3) 実行の見直し	69
6. 計画の見直し	69

資料編

早島町地域福祉計画策定委員会設置要綱	71
早島町地域福祉計画の策定の経過	72
平成 22 年度 早島町地域福祉計画策定委員会委員名簿	73
用語解説	74

第 1 章 はじめに

第1章 はじめに

1. 地域福祉計画の概要

地域福祉とは、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の対象者ごとの福祉サービスだけではなく、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことであり、その「地域での支え合い」をどのように進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

早島町における地域福祉とは

早島町に暮らす誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して未永く生活できるための仕組みづくりにより、自立の促進と福祉課題を解決していくことです。

- ・福祉コミュニティの形成
- ・公共福祉施策

住民自治による福祉コミュニティの形成
(地域の主体性・共同性)

住民参加、住民の主体形成
(住民の主体性と組織化)

行政による福祉サービスの推進
(公的責任と基盤整備等)

福祉サービスの地域的展開
(自立支援と福祉の組織化)

早島町における様々な生活課題の解決のために、「住民」が自らの自立のために努力することを前提とし、地域住民、自治住区・自治会・町内会、福祉関係事業者(団体)等が共に支え助け合い、これらの取組みに対して「行政」等の公的機関が必要な支援として、地域福祉を推進するための環境整備と、必要に応じた公的福祉サービスの提供を行う。

2. 地域福祉計画見直しに関して

近年の少子高齢化、核家族化等に伴う地域や家族の機能の変化、地域住民相互の社会的つながりの希薄化、福祉に対する町民ニーズの多様化が進み、本町においても、新たな福祉に対するニーズに対応する仕組みを構築することが求められています。

本町では、新たな時代に求められている少子高齢化、地方分権及び住民参加と連携等の課題を踏まえながら、将来に向かって安心感のある町の実現に向け、福祉施策、行政と住民との協働体制づくりの基本指針として既存の個別計画「早島町障害者保健福祉計画」、「早島町次世代育成支援対策行動計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等を具体的に推進するため「早島町地域福祉計画」を平成18年度に策定しました。

「早島町地域福祉計画」策定後4年が経過し、人口減少社会の到来・少子高齢化の進展等の社会構造の変化や、介護保険制度の見直し・医療制度改革等の社会保障制度の改革等に対応すべく、また「第4次早島町総合計画」の策定にあわせて、「早島町地域福祉計画」の見直しを実施いたします。

3. 計画策定の基本的な考え方、及び計画の位置付け

国の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」及び、県の「岡山県地域福祉支援計画」と整合を図るものとします。

「第4次早島町総合計画」を上位計画とし、既に策定されている「高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」、「早島町障害者保健福祉計画」、「早島町第2期障害福祉計画」、「はやしま子どもすこやか計画」、「健康はつらつ早島21」等の個別福祉計画との整合性と調和を図りながら、地域福祉の推進における目標を明確にし、地域の中で住民が主体となって活動するための計画です。

社会福祉法 抜粋（平成12年6月施行）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第4次 早島町総合計画

連携
整合性

高福祉のオアシス都市

【分野別福祉計画】

早島町 高齢者保健福祉計画・
第4期介護保険計画

連携

早島町 障害者保健福祉計画

連携

早島町 子どもすこやか計画

連携

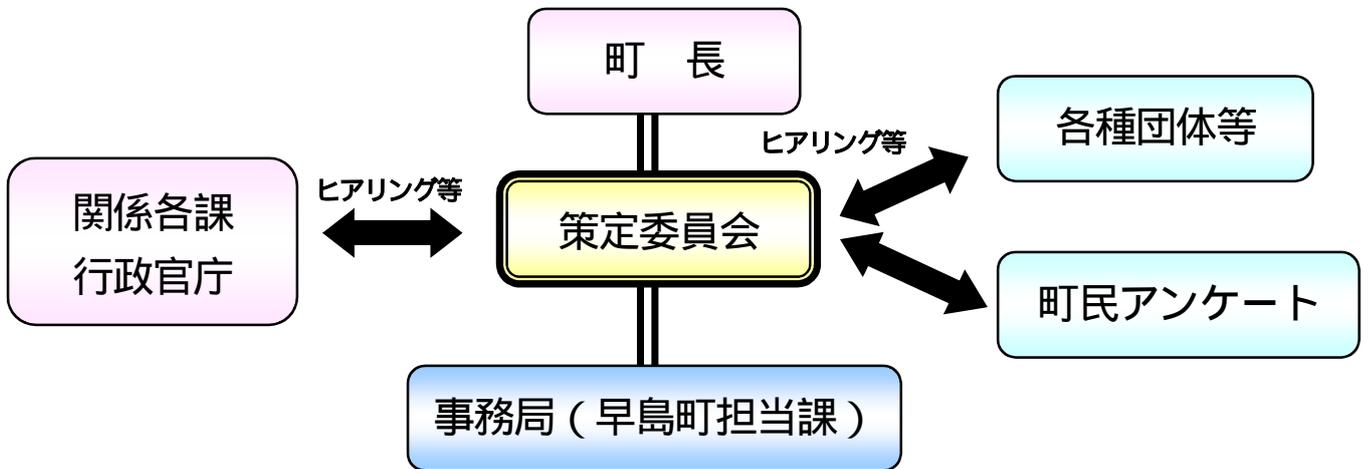
早島町 健康はつらつ21計画

連携

早島町地域福祉
計画

4. 計画の見直し体制

本計画の見直し体制は、下図の通りです。



5. 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

また、計画期間中は、着実な計画の実行を行うとともに、具体的な進捗状況の評価・見直しを行います。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画策定	←→					
計画期間		←→				
計画の推進・実行・評価・見直し		必要に応じて、適宜行う				

第2章 現状分析

第2章 現状分析

1. 早島町の概況

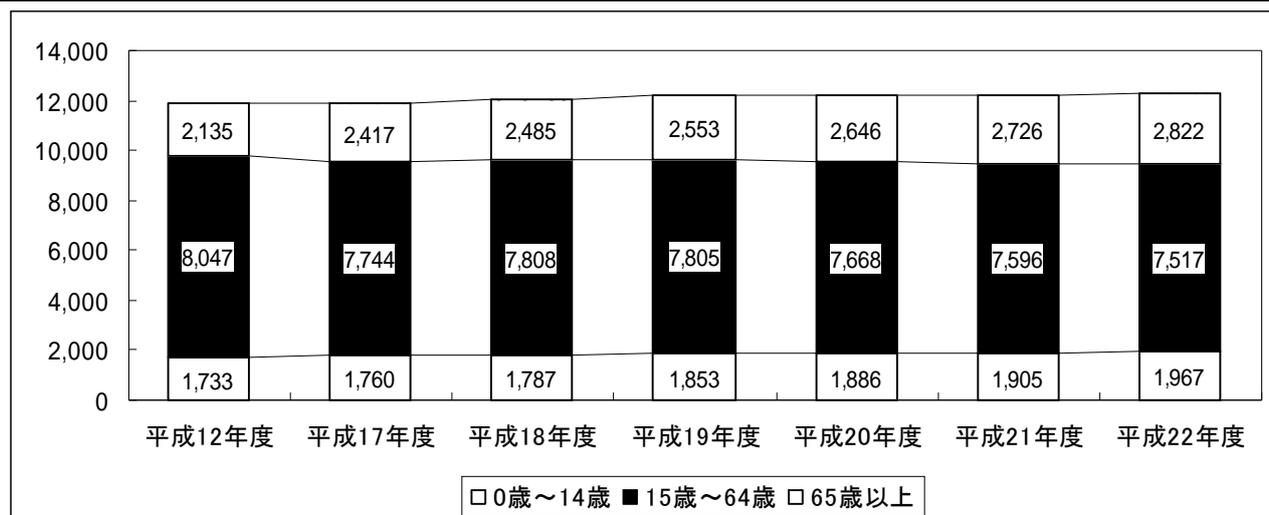
1) 統計データ

(1) 早島町の人口

早島町の人口は、平成12年度の11,915人から年々増加し、平成22年度には12,306人となっています。

人口区分においては、0歳～14歳、15歳～64歳と比較し、65歳以上の人口が増加していることから、高齢化が進んでいる状況が伺えます。

	平成12年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
0歳～14歳	1,733	1,760	1,787	1,853	1,886	1,905	1,967
15歳～64歳	8,047	7,744	7,808	7,805	7,668	7,596	7,517
65歳以上	2,135	2,417	2,485	2,553	2,646	2,726	2,822
合計	11,915	11,921	12,080	12,211	12,200	12,227	12,306



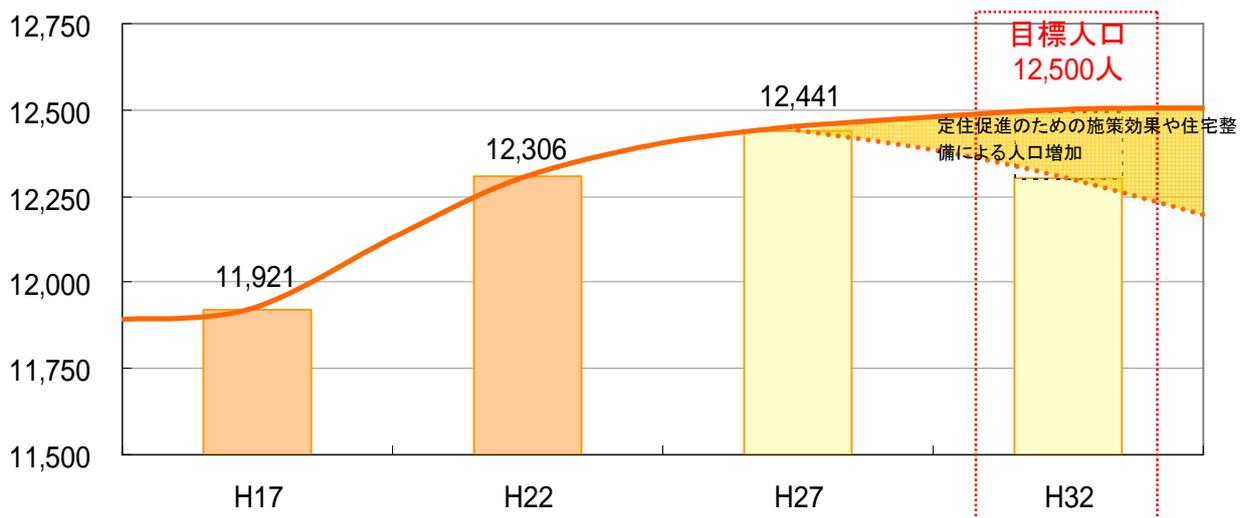
※資料:平成12年度、平成17年度は、国勢調査
平成18年度以降は住民基本台帳 各年4月1日

(2) まちの将来人口

全国的な人口減少社会、少子高齢化社会の中で、早島町では平成22年現在も人口は増加しています。また、統計上広く用いられるコーホート要因法によると平成27年まで増加していくと推計されます。

しかし、本町においても平成27年以降には、確実に減少に転じると推計されており、地域コミュニティを維持していくためにも、若者の定住促進を図るとともに、高齢者福祉や子育て支援等の住みよい環境づくりに力を注ぎ、「住んでみたい」「住み続けたい」と思われるまちづくりが必要です。

そのためには、本町では町民と行政の協働により、雇用、住宅、教育、景観、交通、情報など総合的な定住促進施策を展開していくこととし、本町の将来人口は、その施策効果や住宅整備による人口増加を踏まえ、平成27年のピーク人口を維持する12,500人とします。



コーホート要因法とは

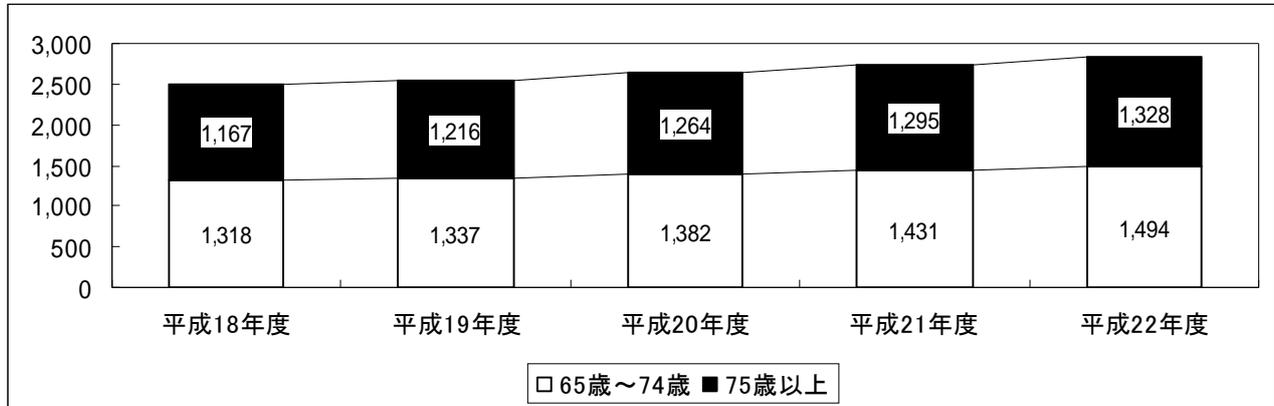
国や多くの自治体で採用され、一般的に最も適切な方法とされている。5歳階級別人口を用いて、出生、死亡、移動等人口の変動要因に基づいて、将来の推計値を求める方法。

コーホート要因法には、以下の仮定値が必要となる。

- 1) 生命表による5年後の男女5歳階級別生残率
- 2) 基準年次とその5年前からの社会動態による純移動率
- 3) 15歳から49歳までの女子の5歳階級別出生率

(3) 高齢者人口

高齢者人口においては、前期高齢者（65歳～74歳）後期高齢者（75歳以上）ともに、年々増加しており、高齢者における後期高齢者の割合は、平成18年度の46.9%から、平成22年度の47.1%と微増しています。

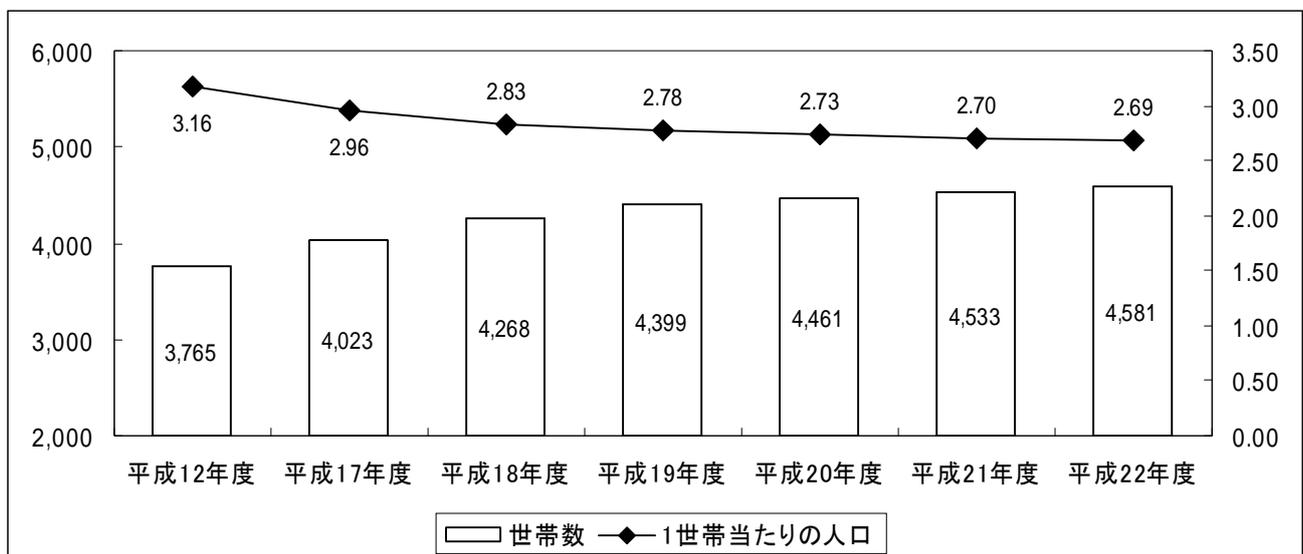


※資料:住民基本台帳 各年4月1日

(4) 世帯数・世帯当たり人口

世帯数も、平成12年度の3,795世帯から年々増加し、平成22年度には4,581世帯となっています。

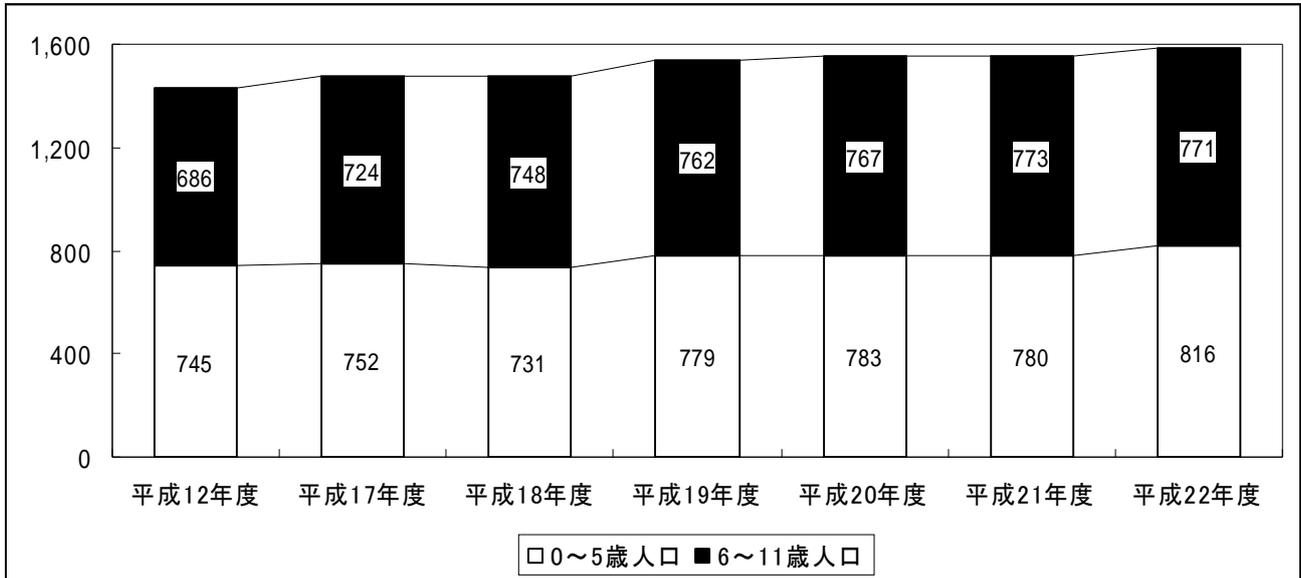
一方世帯あたりの人口は、年々減少傾向を示しており、平成22年度には2.69人となっています。



※資料:平成12年度、平成17年度は、国勢調査
平成18年度以降は住民基本台帳 各年4月1日

(5) 就学前・小学校児童人口

児童人口は、就学前・小学校児童人口ともに、年々増加傾向を示しており、平成22年度には1,587人となっています。

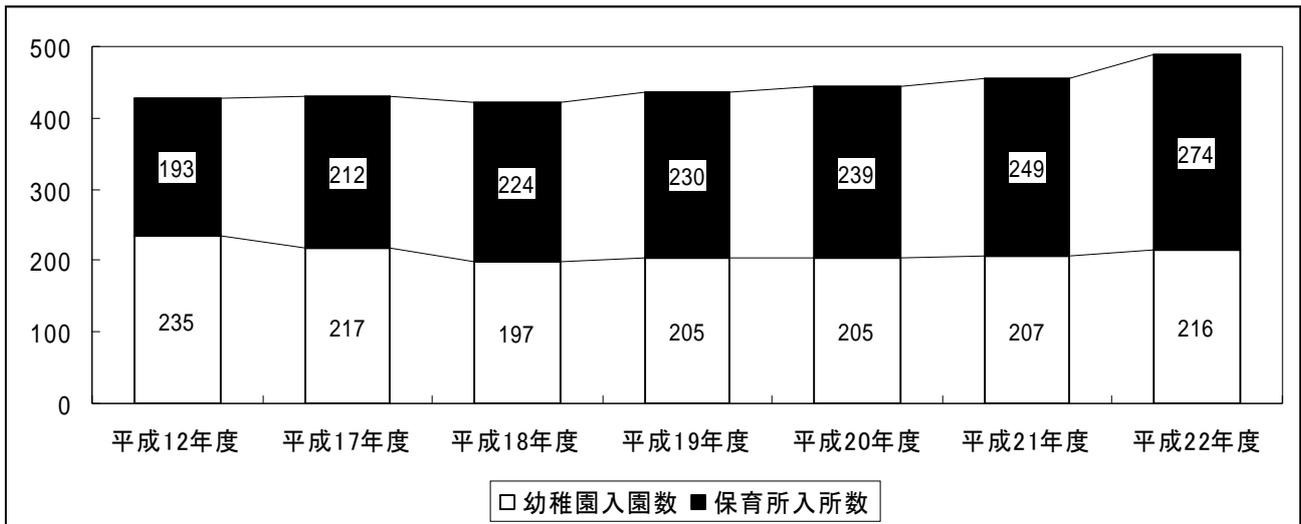


※資料:平成12年度、平成17年度は、国勢調査
平成18年度以降は住民基本台帳 各年4月1日

(6) 幼稚園入園数・保育所入所数

幼稚園の入園数は、平成17年度以降多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

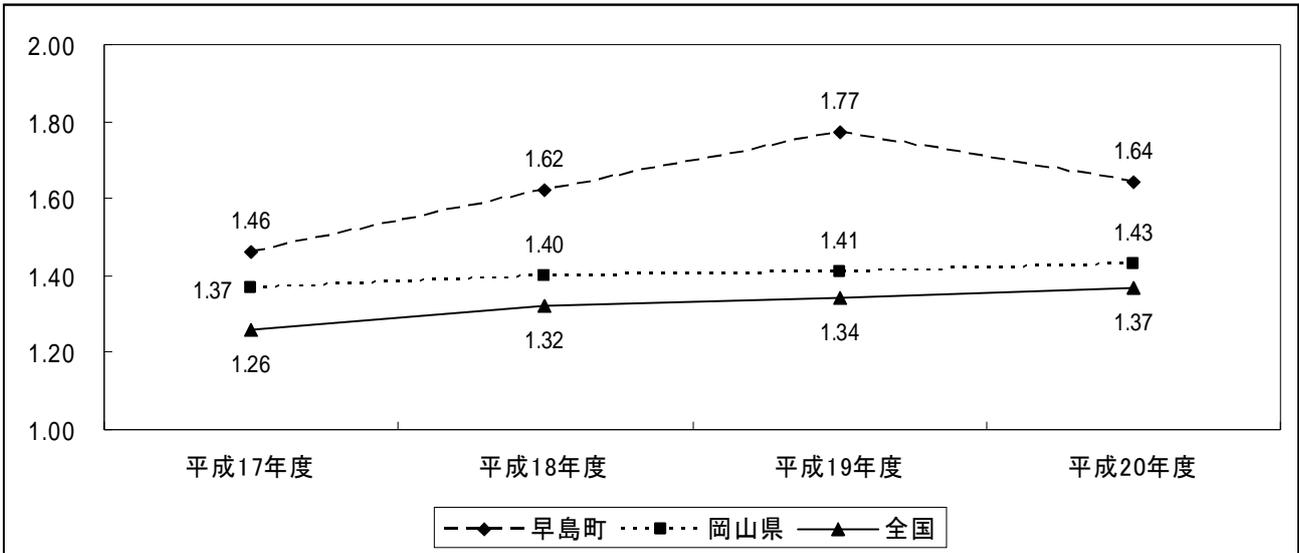
保育所の入所数は、年々増加しており平成22年度には274人となっています。



※資料:平成12年度、平成17年度は、国勢調査
平成18年度以降は住民基本台帳 各年4月1日

(7) 合計特殊出生率

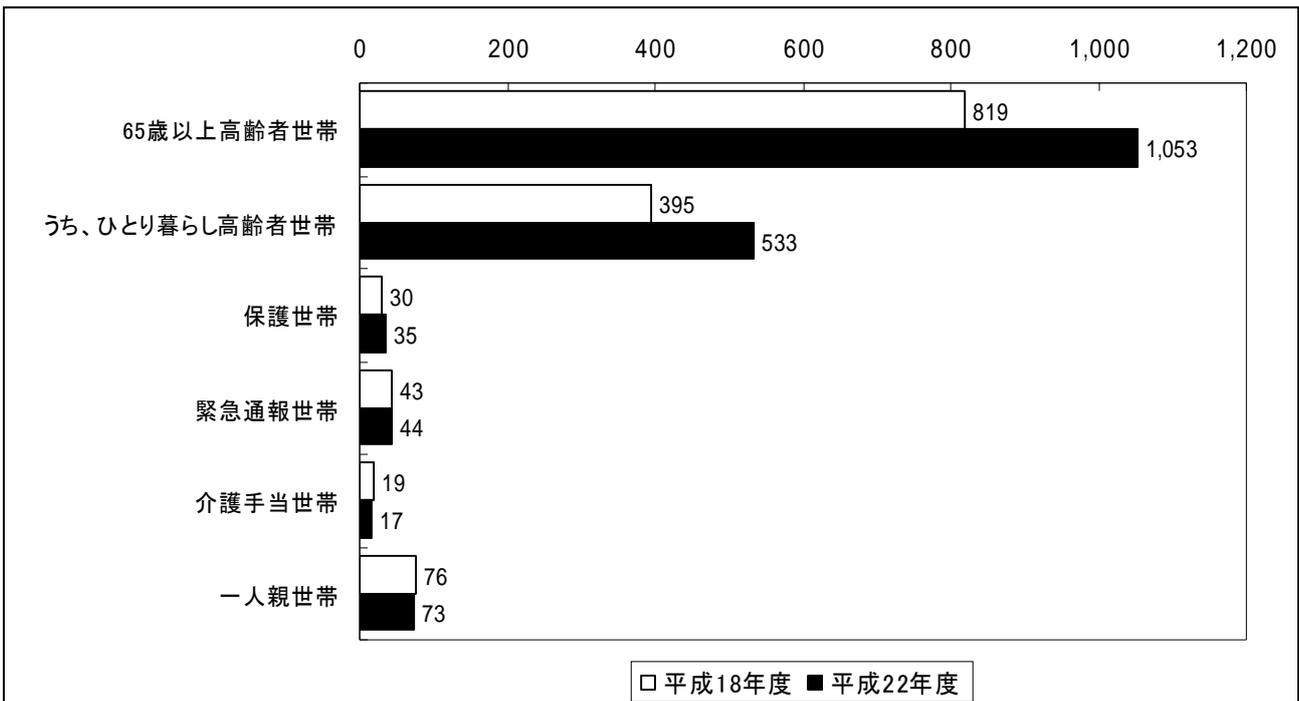
合計特殊出生率は、平成17年度以降は、毎年全国・岡山県の数値を上回っています。



(8) 要保護世帯数

平成22年度の各種世帯数では、65歳以上高齢者世帯が1,053世帯（うち、ひとり暮らし高齢者世帯533世帯）、保護世帯35世帯、緊急通報世帯44世帯、介護手当世帯17世帯、一人親世帯73世帯となっています。

前回計画時の平成18年度と比較すると、65歳以上高齢者世帯（ひとり暮らし高齢者世帯含む）が大きく増加しています。

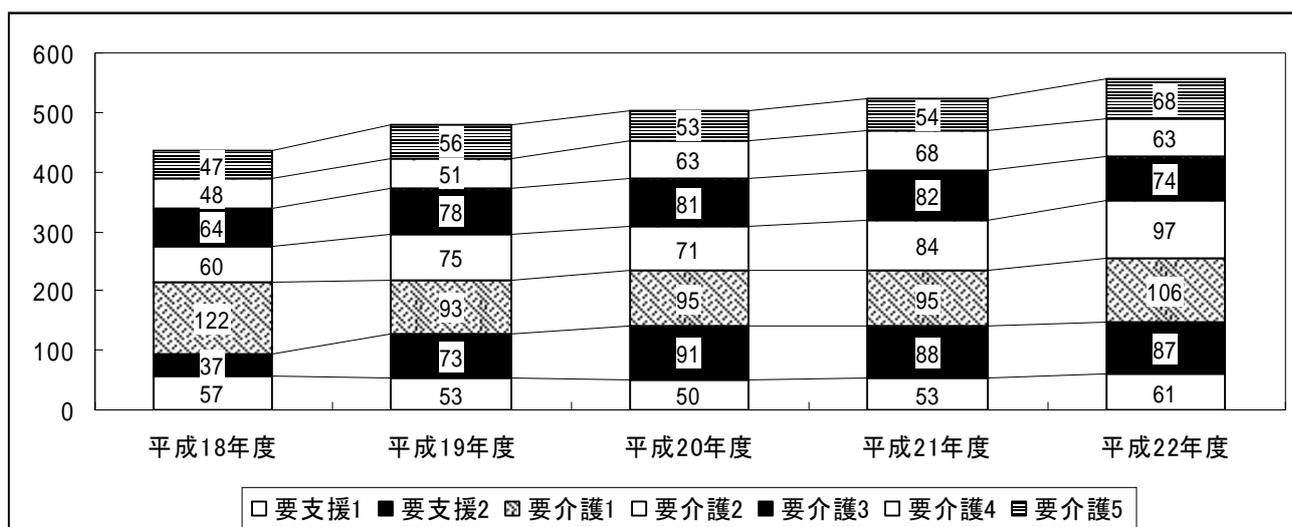


(9) 要介護認定者

要介護認定者数は、平成18年度の435人から年々増加し、平成22年度には556人となっています。

要介護度別の認定者数を平成18年度と平成22年度で比較すると、要介護2以上は全般に増加傾向が見られます。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要支援1	57	53	50	53	61
要支援2	37	73	91	88	87
要介護1	122	93	95	95	106
要介護2	60	75	71	84	97
要介護3	64	78	81	82	74
要介護4	48	51	63	68	63
要介護5	47	56	53	54	68
合計	435	479	504	524	556

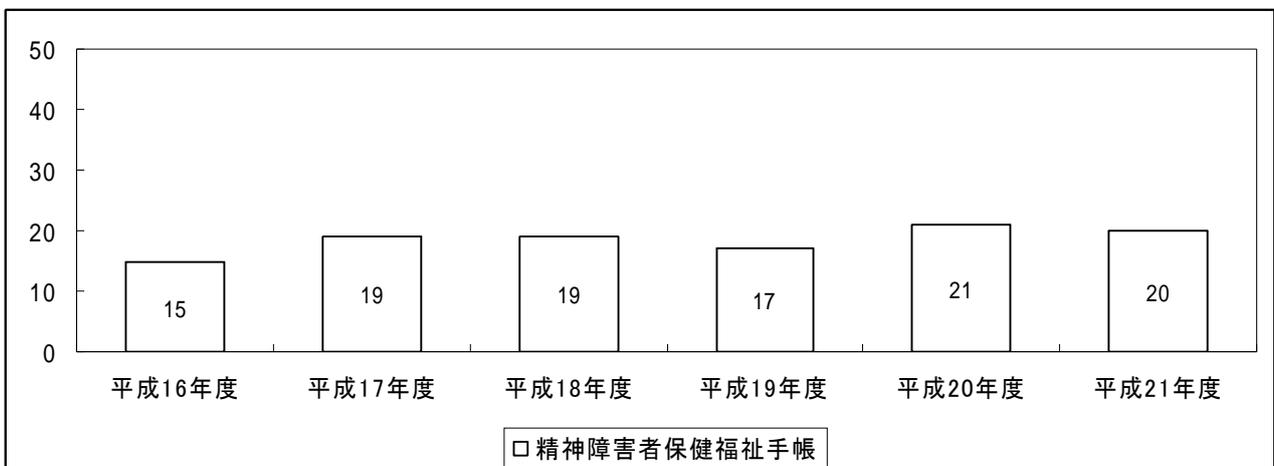
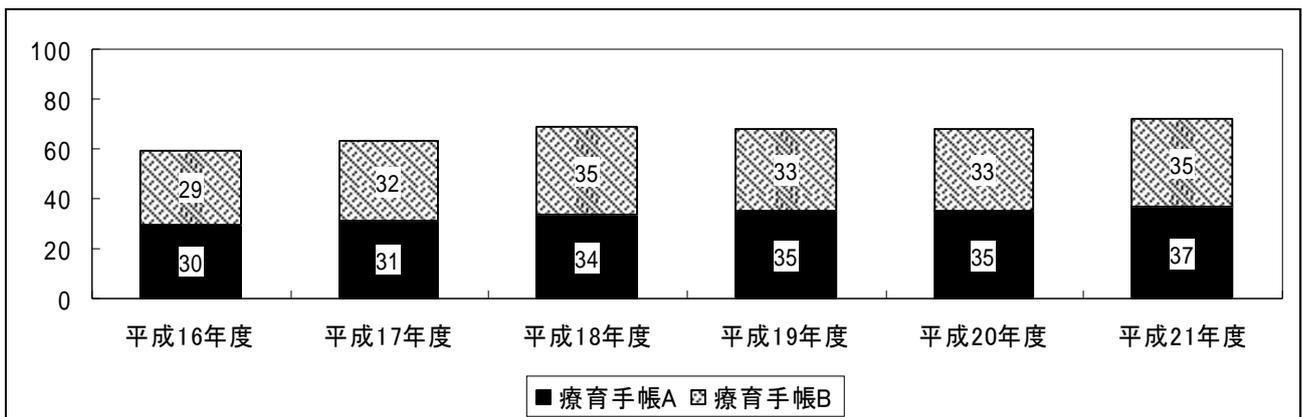
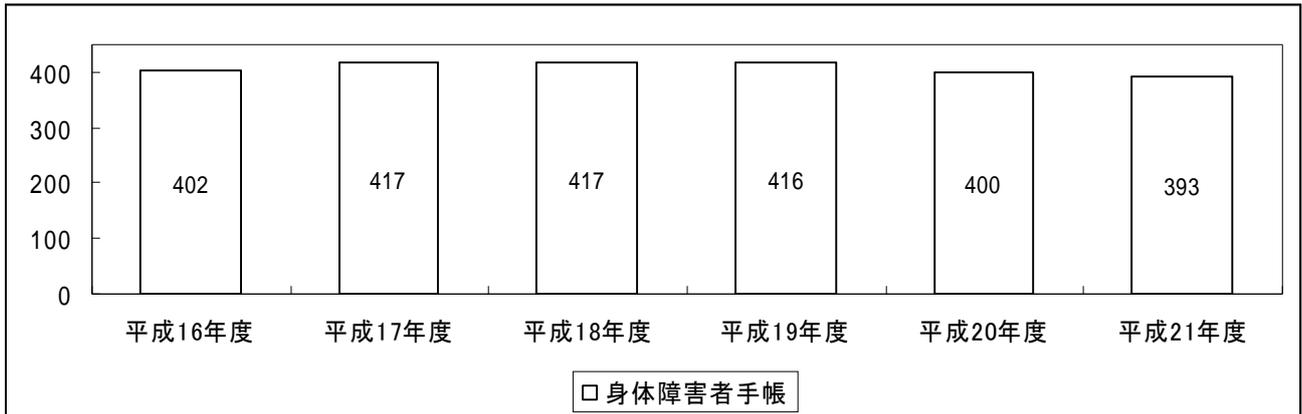


(10) 障がい者の状況

身体障害者手帳保持者数は、平成16年度の402人から一時増加し、平成22年度には393人と減少しています。

療育手帳保持者は、平成16年度の59人から年々増加し、平成21年度には72人となっています。種別では、療育手帳A・療育手帳Bともに、微増ですが年々増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳は、平成16年度の15人から多少の増減はあるものの、平成21年度には20人と微増しています。



2) 統計データ一覧

●自治住区年代別人口等 (H22.4.1)

担当地区	自治会名	世帯数	人口	人/世帯	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~59歳	60~64歳	65~74歳	75歳~	高齢化率	高齢者世帯	一人暮らし	保護世帯	緊急通報	介護手当	一人親世帯
矢尾住区		405	1,009	2.5	67	51	21	22	501	124	135	88	0.221	81	40	1	3	1	7
	矢尾	164	440	2.7	26	23	16	13	200	57	55	50	0.239	45	24	1	2		2
	イトーピア	52	129	2.5	7	1	1	2	59	24	22	13	0.271	10	4			1	
	日笠山	144	383	2.7	30	25	4	7	192	42	58	25	0.217	26	12		1		5
	官舎	45	57	1.3	4	2	0	0	50	1	0	0	0.000						
若宮住区		603	1,556	2.6	72	78	42	44	764	197	217	142	0.231	134	59	2	5		8
東住区		646	1,744	2.7	114	121	57	49	831	145	220	207	0.245	164	84	3	6	3	13
	無津	114	328	2.9	22	28	11	7	141	33	42	44	0.262	27	11	1		1	1
	真磯台	248	618	2.5	34	28	16	15	293	56	99	77	0.285	74	36	0	2	2	9
	塩津	284	798	2.8	58	65	30	27	397	56	79	86	0.207	63	37	2	4		3
城山住区		570	1,524	2.7	105	96	51	30	726	118	193	205	0.261	150	80	4	5	2	12
	市場	303	802	2.6	66	56	25	16	373	54	108	104	0.264	83	40		2		5
	塩地	80	231	2.9	14	16	9	4	113	25	28	22	0.216	15	8	2	1		1
	花町	42	104	2.5	5	7	5	2	41	10	20	14	0.327	15	9	1			3
	小浜	38	115	3.0	8	5	4	1	57	6	10	24	0.296	14	8	1	1		1
	頓行	107	272	2.5	12	12	8	7	142	23	27	41	0.250	23	15		1	2	2
王山住区		404	1,081	2.7	86	77	25	27	594	95	123	54	0.164	67	29	5	3	0	5
	中山	219	572	2.6	48	48	18	14	284	51	77	32	0.191	44	21	5	3		2
	大池	77	186	2.4	20	8	4	6	114	10	18	6	0.129	9	3				3
	ニュー早島	108	323	3.0	18	21	3	7	196	34	28	16	0.136	14	5				
西住区		376	1,012	2.7	47	51	25	25	470	91	158	145	0.299	115	66	14	8	4	5
	金田	98	339	3.5	18	17	11	9	177	26	32	49	0.239	19	9			1	1
	下野	18	61	3.4	3	1	2	3	27	5	10	10	0.328	3	1			1	
	備南台	105	270	2.6	18	16	8	4	130	28	42	24	0.244	26	13			2	2
	噂島	155	342	2.2	8	17	4	9	136	32	74	62	0.398	67	43	14	8		2
宮山住区		558	1,572	2.8	121	100	61	38	792	117	155	188	0.218	112	56	4	10	3	6
	長津・畑岡	305	867	2.8	86	61	36	19	434	63	78	90	0.194	54	31	3	7	1	3
	宮崎	136	389	2.9	18	23	16	8	203	34	36	51	0.224	26	10		1	1	1
	弁才天	117	316	2.7	17	16	9	11	155	20	41	47	0.278	32	15	1	2	1	2
汐入住区		491	1,318	2.7	89	90	36	27	674	82	151	169	0.243	125	73	2	2	4	6
	片田	169	450	2.7	27	26	12	7	217	34	61	66	0.282	51	33	1	1	3	
	舟本	250	679	2.7	52	58	20	13	373	28	72	63	0.199	51	25		1		5
	三軒地	29	75	2.6	9	2	1	1	33	12	6	11	0.227	7	5	1			1
	久々原	43	114	2.7	1	4	3	6	51	8	12	29	0.360	16	10			1	
前潟住区		528	1,490	2.8	108	110	65	46	798	85	142	136	0.187	105	46	0	2	0	11
	前潟	484	1,366	2.8	103	107	62	41	737	75	127	114	0.176	93	42		2		11
	下前潟	44	124	2.8	5	3	3	5	61	10	15	22	0.298	12	4				
合計		4,581	12,306	2.7	809	774	383	308	6,150	1,054	1,494	1,334	0.230	1,053	533	35	44	17	73

自治住区活動組織等（統計数値はH22.4.1現在、活動組織等はH23.4.1見込）

（同一マークは、一つの班または兼務）

住区	自治会名	世帯数 (戸)	人口 (人)	住区世帯数	住区人口	地縁団体	民生児童 委員	愛育委員	栄養委員	福祉活動 委員	土木委員	水利委員	ごみ減量化 推進委員	交通安全 評議委員	自主防災 組織	消防部編 成	婦人会	こども会	老人クラブ	
矢尾住区	矢尾	164	440	405	1,009		2	2	2	2	2		1	2		1部				
	イトーピア	52	129										1	1						
	日笠山	144	383										1	1						
	官舎	45	57																	
若宮住区	若宮	603	1,556	603	1,556		2	2	2	2	2		2	3						
東住区	無津	114	328	646	1,744		2	2	2	2	2		1	2		10部				
	真磯台	248	618										1	1						
	塩津	284	798										2	4						2部
城山住区	市場	303	802	570	1,524		2	2	2	2			2	4		3部				
	塩地	80	231										1	1						
	花町	42	104										1	1						
	小浜	38	115											1						
	頓行	107	272										1	1						
王山住区	中山	219	572	404	1,081		2	2	2	2			1	1		1部				
	大池	77	186										1	1						
	ニュー早島	108	323										1							
西住区	金田	98	339	376	1,012		2	2	2	2			1	2		6部				
	下野	18	61											1						
	備南台	105	270										1	1						
	噂島	155	342										1	2						
宮山住区	長津・畑岡	305	867	558	1,572		2	2	2	2			2	4		5部				
	宮崎	136	389										1	2						7部
	弁才天	117	316										1	1						
汐入住区	片田	169	450	491	1,318		2	2	2	2			1	3		11部				
	舟本	250	679										1	1						9部
	三軒地	29	75										1	1						
	久々原	43	114										1	1						
前潟住区	前潟	484	1,366	528	1,490		2	2	2	2			2	4		4部				
	下前潟	44	124										1	1						

3) 地域福祉活動

(1) 町が主催する主な年間行事

町では、地域の交流の促進に資するため、季節に応じて各種の行事を実施しています。

時期	行事名
4月	早島さくらまつり、町民ソフトボール大会
7月	花ござまつり
7～8月	早島サマーフェスティバル
9月	敬老会
10月	町民運動会
10～11月	早島芸術祭
11月	町民ソフトボール大会
1～2月	成人式、消防団出初式、早島ウインターフェスティバル

(2) 町民活動支援センター

非営利で自主的な公益活動を行うグループや個人(ボランティア、NPO、自主防犯組織等)を町が支援するため、平成18年4月、中央公民館に開設されました。打合せ・交流スペース、活動資料づくりができるパソコン、印刷等作業スペース、展示スペースが利用できます。また、活動の相談や関係機関へのコーディネートを行うとともに、グループ等の登録による情報の共有化、指導者研修会等を行います。

平成22年度の登録団体数は、74団体となっています。

(3) NPO活動

町内では、現在8つのNPO法人が活動を行っています。

団体名	活動内容
西日本生活向上調査支援協会	高齢者の生きがいづくり等の支援活動
夢ポケット	高齢者の在宅介護支援・子育て支援活動
若年自立就労支援者ネットワーク	若年者の就労支援活動
城山うさぎ	障がい者の自立・共生支援(地域活動支援センター運営)活動
宇喜多堤見守り監視隊	不法投棄監視・回収活動、用水路清掃、落書き消去・監視活動、環境学習指導活動、植栽事業等
はやしま楽市	地元特産品の創造及び朝市の運営事業
KHJきびの会	不登校・引きこもりの当事者及び家族の居場所づくり・就学・就労支援活動
ふれあいネットはやしま	自主的な公益活動を行うグループや個人(ボランティア、NPO、自主防犯組織等)の支援活動

(4) その他ボランティア活動

町内では、手話や児童活動支援等の各種のボランティア団体が、特徴的な取組みを行っています。

活動内容等	団体数
多聞会	1
手話	1
要約筆記	1
朗読	1
児童活動支援	1
パソコン操作等支援	1
絵手紙	1
日曜大工	1
図書館ボランティア	3

(5) 当事者団体活動

それぞれの団体が、関係機関と連携を図りながら、情報交換・研修・親睦・地域との交流を行っています。

活動内容
老人クラブ
婦人会
ブロンズクラブ(ひとり暮らし高齢者の会)
在宅介護者の会
身体障害者福祉協会
つばさの会(知的障害者保護者会)
ほのぼの会(精神障害者家族会)
喜楽会(難病患者の会) ほか

2. 自治住区の概況

本計画では、早島町全体の姿を俯瞰するのみではなく、「自治住区」単位によって、「どの自治住区がどのような特徴を持っているのか」を把握することが重要です。

早島町においては、自治会を9つのグループにまとめた自治住区が設定されています。自治住区ごとの地域特性を明らかにし、より地域の特性を活かした計画の作成を行うことが必要です。

しかし、自治住区内の自治会においても、様々な個性を有しており、自治住区内の特徴にも配慮する必要があります。

自治住区とは？

町内に、29ある自治会・町内会は自治活動・地域活動を行う地域コミュニティの単位ですが、地方分権推進の中、住民自治の充実と、住民と行政との協働推進が不可欠となり、町民総参加のまちづくりの新しい仕組みが必要となってきました。そこで町は平成18年に、町内の自治会を地域の結びつきや歴史性を考慮し、9つのグループに分ける自治住区を設定しました。自治住区は一定の人口規模と地域的つながりを持つため、自治会間の格差が是正され、自治会相互の連携と自治能力の向上が期待されています。

自治住区の目的は、「高福祉社会の実現をめざす」「地域分権を推進する」の2つです。

「高福祉社会の実現をめざす」ことについては、今後、町がめざすまちづくりにつながります。高福祉社会とは、「単に福祉サービスが充実した社会ではなく、地域に暮らす誰もが住み慣れた地域で、末永く健康で豊かな生活が営める社会」です。その実現は行政の力だけでは困難なことから、自助、互助、公助の精神に基づいて、地域全体で福祉や教育、環境などの問題に取り組むことが必要になります。そのためには、お互いの自治会が協力して自分たちの暮らす地域を一定の広がりで見守り、課題の所在や解決の方法を、自治会の枠を越えた広域的な住区という単位でみる必要があります。

「地域分権を推進する」ことについては、地方分権という大きな流れを進めるキーワードとして、住民自治の充実と自治会など地域コミュニティ組織との協働があり、地域の果たす役割は、ますます大きくなります。行政が保持する権限を地域に移し、地域のことは地域住民自らが決定し、責任を持って実行する自己決定・自己責任の考え方を促進し、地域と行政が対等なパートナーシップを築きながらまちづくりを進める自治体内分権の動きが進んでおり、その受け皿として、一定の領域と世帯数を有し、組織的にも確固とした自治組織が求められることから、これまでの自治会よりも広域的な住区という単位が必要とされます。



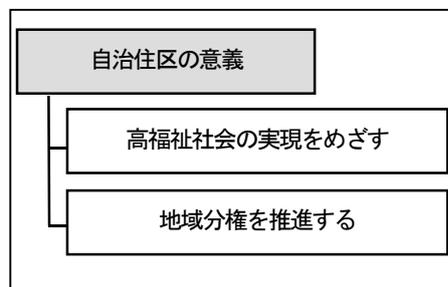
自治住区は、まちづくりの単位であり、自治会などの活動を補完します。

1. まちづくりの単位

自治住区はまちづくりの単位です。住区のだれもが安心安全に暮らせるように生活環境の整備や地域福祉の取り組みなど、住区の課題を明らかにし、行政と協働して解決していきます。

2. 自治会などの活動の補完

小さな自治会ではできないこと、一つの自治会ではできないことを住区を単位に実施します。



1) 自治住区と自治会

本町では、29の自治会を9つの自治住区とし、広域的な活動を行っています。1つの自治住区は、1～5つの自治会で構成されています。

自治住区	自治会数	自治会名称
若宮区	1	若宮
矢尾区	4	矢尾、官舎、日笠山、イトーピア
王山区	3	中山、大池、ニュー早島
西区	4	金田、下野、噂島、備南台
東区	3	塩津、無津、真磯台
城山区	5	市場、小浜、花町、塩地、頓行
汐入区	4	片田、舟本、三軒地、久々原
宮山区	3	長津・畑岡、宮崎、弁才天
前潟区	2	前潟、下前潟
計	29	

2) 統計データ

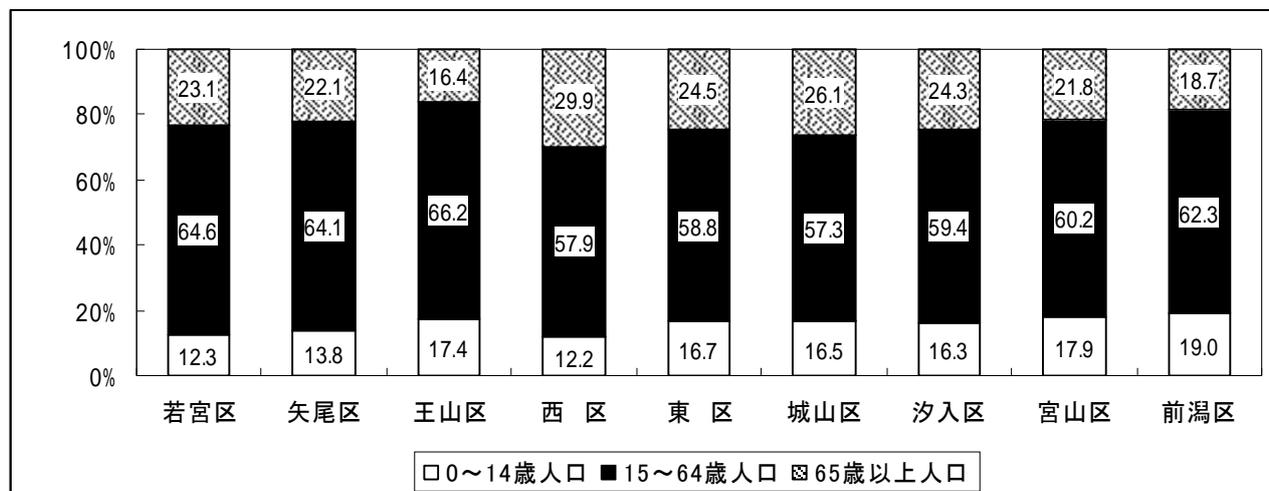
(1) 人口・世帯等

自治住区毎の世帯数・人口・人口密度・高齢化率を下記に示します。

人口密度をみると、若宮区・王山区・城山区・東区では3,000人(km²)以上となっているのに対し、矢尾区・西区では1,000人(km²)以下となっています。

自治住区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢化率 (%)	面積(概算) (km ²)	人口密度 (人/km ²)
若宮区	603	1,556	359	23.1	0.24	6,483
矢尾区	405	1,009	223	22.1	2.17	465
王山区	404	1,081	177	16.4	0.19	5,689
西区	376	1,012	303	29.9	1.32	767
東区	646	1,744	427	24.5	0.54	3,230
城山区	570	1,524	398	26.1	0.44	3,464
汐入区	491	1,318	320	24.3	0.66	1,997
宮山区	558	1,572	343	21.8	1.04	1,512
前潟区	528	1,490	278	18.7	1.01	1,475
計	4,581	12,306	2,828	23.0	7.61	1,617

年齢 3 区分人口の比をみると、西区・城山区・東区・汐入区では 65 歳以上人口の割合が高くなっているのに対して、王山区では 16.4%と低くなっています。また、0～14 歳人口の割合では、前潟区では 19.0%と高くなっています。



(2) 健康・福祉

民生児童委員数・愛育委員数・栄養委員数・福祉活動委員数

自治住区毎の民生児童委員数・愛育委員数・栄養委員数・福祉活動委員数は、各住区ともに 2 名ずつとなっています。

一人当たりの各委員が受け持つ人数は、矢尾区・西区では少なく、東区・宮山区で多くなっています。

	民生児童委員数 (人)	愛育委員数 (人)	栄養委員数 (人)	福祉活動委員数 (人)	各委員一人当たり 平均人数
若宮区	2	2	2	2	778
矢尾区	2	2	2	2	505
王山区	2	2	2	2	541
西区	2	2	2	2	506
東区	2	2	2	2	872
城山区	2	2	2	2	762
汐入区	2	2	2	2	659
宮山区	2	2	2	2	786
前潟区	2	2	2	2	745
計	18	18	18	18	684

各住区で委嘱された福祉活動員のうち代表 2 名が福祉活動委員

要保護世帯数

自治住区毎の要保護世帯数をみると、全世帯に対する割合で、西区が38.8%と最も高く、次いで城山区が30.4%と高くなっています。一方、王山区が19.8%と最も低く、次いで前潟区が22.3%と低くなっています。

要保護世帯数は、あくまで本計画において各自治住区の特徴を捉えるために設けた概念であり、「65歳以上高齢者世帯」「保護世帯」「緊急通報世帯」「介護手当世帯」「ひとり親世帯」を要保護世帯として集計しています。

また、これら項目と重複するところが大きい緊急連絡カード作成数については、参考として数値を掲載しています。

	65歳以上高齢者世帯		保護世帯	緊急通報世帯	介護手当世帯	ひとり親世帯
		うち一人暮らし				
若宮区	134	59	2	5	0	8
矢尾区	81	40	1	3	1	7
王山区	67	29	5	3	0	5
西区	115	66	14	8	4	5
東区	164	84	3	6	3	13
城山区	150	80	4	5	2	12
汐入区	125	73	2	2	4	6
宮山区	112	56	4	10	3	6
前潟区	105	46	0	2	0	11
計	1,053	533	35	44	17	73

	要保護世帯 合計	全世帯に 対する割合	緊急連絡 カード作成数
若宮区	149	24.7%	129
矢尾区	93	23.0%	40
王山区	80	19.8%	19
西区	146	38.8%	39
東区	189	29.3%	66
城山区	173	30.4%	85
汐入区	139	28.3%	56
宮山区	135	24.2%	48
前潟区	118	22.3%	34
計	1,222	26.7%	516

(3) まちづくり活動

シルバー人材センター会員・老人クラブ会員

自治住区毎の60歳以上人口におけるシルバー人材センター会員数の割合をみると、前潟区・矢尾区で多く、西区・城山区・東区で少なくなっています。

また、老人クラブ会員は、汐入区・西区で多く、王山区で少なくなっています。

	シルバー人材センター 会員数(人)	シルバー人材センター 会員/60歳以上人口	老人クラブ会員数(人)	老人クラブ会員/60歳 以上人口
若宮区	25	4.5%	111	20.0%
矢尾区	17	4.9%	121	41.6%
王山区	10	3.7%	69	25.3%
西区	3	0.8%	198	50.3%
東区	14	2.4%	121	21.1%
城山区	11	2.1%	201	38.9%
汐入区	14	3.5%	217	53.9%
宮山区	21	4.6%	213	46.5%
前潟区	25	6.9%	128	35.3%
計	140	3.6%	1,379	36.1%

自主防災組織、婦人会、子ども会

自治住区毎の各種組織の数をみると、自主防災組織は各自治住区で1～4組織が活動を行っており、宮山区・若宮区では自治会単位で自主防災組織が整備されています。

また、婦人は、各自治住区で0～3組織があり、子ども会は、各自治住区で1～3の組織があります。

	自主防災組織数	婦人会数	子ども会数
若宮区	1	1	1
矢尾区	2	0	1
王山区	2	0	2
西区	1	1	3
東区	2	2	3
城山区	4	3	3
汐入区	2	2	2
宮山区	3	2	3
前潟区	1	1	1
計	18	12	19

ふれあい給食・ふれあいいきいきサロン

自治住区毎のふれあい給食・ふれあいいきいきサロンの分布をみると、ふれあいいきいきサロンでは、若宮区・宮山区で多く整備されていることが特徴的です。

	ふれあい給食数	ふれあい給食名称	ふれあいいきいきサロン数	ふれあいいきいきサロン名称
若宮区	1	スマイル若宮	7	イキイキダンベルの会、なごみ会、七夕会、若宮ひまわりの会、はまぎくの会、若宮グランドゴルフ同好会、若宮うたごえサロン
矢尾区	1	マスカット	1	日笠山さくら会
王山区	0		1	中山ふれあいサロンさつき
西 区	1	クローバー	1	サロンひだまり
東 区	1	ひまわり会	2	塩津いきいきサロン、なしず会
城山区	1	市場撫子の会	5	いきいきサロン市場、喫茶とよく、市場グランドゴルフの会、市場ペタンクの会、国鉾クラブ
汐入区	1	スプリング	4	にんじんクラブ、舟本コミュニケーションクラブ、いきいきサロン三軒地、いきいきサロン久々原
宮山区	1	コスモス	6	しゃべろう会、レッツペタンク、弁才天井戸端喫茶、宮山グランドゴルフクラブ、長津・畑岡グランドゴルフの会、長友会カラオケ同好会
前潟区	1	たんぽぽ	1	四つ葉会
計	8		28	

3) 各種施設等

	医療機関・福祉施設等		公園・コミュニティ・教育・文化施設等		その他施設	
	数	名称	数	名称	数	名称
若宮区	1	難波神経内科クリニック	6	○若宮グランド 山川池親水公園 ○若宮すずめ池公園 若宮コミュニティの森 ○大谷荘 ○幼稚園東分園	0	
矢尾区	1	南岡山医療センター	12	深砂グランド(深砂公園、 野球場、テニスコート) ○ふれあいの森公園 ○森林公園 みはらしの丘 ○野鳥の森公園 扇谷公園 ○グランドゴルフ場 矢尾子ども広場 日笠山子ども広場 ○集会所(2か所) ○県立早島支援学校	5	斎場 ○一般廃棄物埋立処分場 ○ふれあい農園 ○岡山テルサ ○コンベックス岡山
王山区	2	河原内科医院 ワタナベ歯科医院	12	王山せせらぎ公園 ○雇用促進住宅遊び場 ○中山広場 中山子ども広場(2) ニュー早島子ども広場(2) 大池子ども広場 ○集会所(3か所) ○関西書道専門学校	0	
西区	3	かんだ保育園 (子育て支援センター) 特別養護老人ホーム白亜館 グループホームさくらそう	9	○噂島団地広場 ○金田コミュニティ広場 ○金田子ども広場 備南台広場 ○西コミュニティセンター ○集会所(4か所)	0	
東区	1	藤井整形外科	8	○竜神社広場 ○フォレストタウン子ども広場 真磯子ども広場(3) ○集会所(3か所)	0	
城山区	5	○はら歯科医院 ○木村医院 ○木村眼科 大森外科胃腸科 児童館(学童保育、ふれあい サポートセンター)	15	早島公園 (城山公園、国鉾公園) ○宇喜多堤市場園 宇喜多堤花町角 ○床田子ども広場 ○サニー団地子ども広場 薬師庵子ども広場 塩地子ども広場 ○さつき荘 ○集会所(4か所) ○早島小学校 ○戸川家記念館 ○いかしの舎	2	○早島郵便局 ○早島交番

	医療機関・福祉施設等		公園・コミュニティ・教育・文化施設等		その他施設	
	数	名称	数	名称	数	名称
汐入区	7	<ul style="list-style-type: none"> ○納所医院 ○小坂歯科医院 河合歯科医院 ○地域福祉センター (オアシス早島) ○社会福祉協議会 ○地域活動支援センター (梅檀の家) ○早島保育園 	10	<ul style="list-style-type: none"> 町民コート 汐入公園 ○集会所(4か所) ○幼稚園本園 ○中央公民館 (町民活動支援センター) ○歴史民俗資料館 ○花ござ手織り伝承館 	2	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山西農協 JR 久々原駅
宮山区	1	<ul style="list-style-type: none"> はやしま歯科医院 	10	<ul style="list-style-type: none"> 宮山グランド ○長津子ども広場 貴船子ども広場 ○いぶき荘 ○集会所(3か所) ○早島中学校 ○武道館 ○宮山グランド ○南グランド ○ゲートボール場 ぞうさん広場 ○集会所(2か所) ○町民総合会館ゆるびの舎 (文化ホール、図書館、健康づくりセンター) 	0	
前潟区	3	<ul style="list-style-type: none"> 林歯科医院 ドリームハウス ○シルバー人材センター 	7	<ul style="list-style-type: none"> ○南グランド ○ゲートボール場 ぞうさん広場 ○集会所(2か所) ○町民総合会館ゆるびの舎 (文化ホール、図書館、健康づくりセンター) 	4	<ul style="list-style-type: none"> ○早島町役場 ○つくぼ商工会 JR 早島駅 ○観光センター
計	24		89		13	

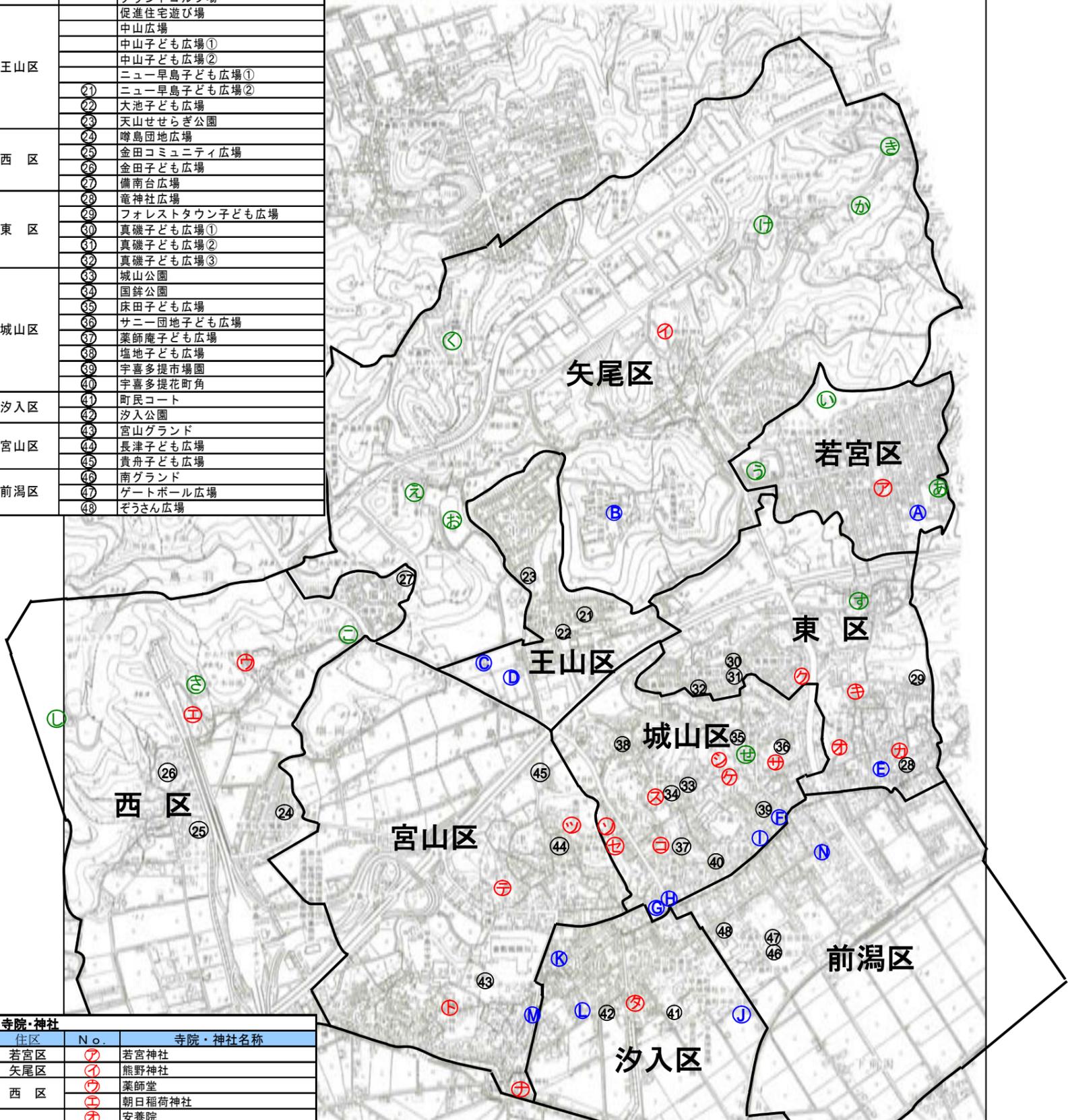
	寺院・神社数	寺院・神社名
若宮区	1	若宮神社
矢尾区	1	熊野神社
王山区	0	
西 区	2	薬師堂、朝日稻荷神社
東 区	4	安養院、竜神社、塩津荒神社、真磯荒神社
城山区	7	千光寺、妙法寺、容膝庵、城山稻荷神社、国鉾神社、栗島神社、頓光荒神社
汐入区	2	舟本荒神社、片田荒神社
宮山区	4	薬師院、長津天満宮、鶴崎神社、巖島神社
前潟区	0	
計	21	

	池沼数	池沼名
若宮区	3	ひょうたん池、大谷池、山川池
矢尾区	6	上池、下池、新池、桜池、深砂池、宮ノ後池
王山区	0	
西 区	3	尾越池、柚木谷池、金才池
東 区	1	火事池
城山区	1	床田池
汐入区	0	
宮山区	0	
前潟区	0	
計	14	

自治住区各種施設 I

公園・子ども広場等			
住区	No.	公園等名称	
若宮区		若宮ランド	
		山川池親水公園	
		若宮すずめ池公園	
		若宮コミュニティの森	
矢尾区		深砂公園	
		野球場	
		テニスコート	
		ふれあい公園	
		森林公園	
		みはらしの丘	
		野鳥の森公園	
		願谷公園	
		矢尾子ども広場	
		日笠山子ども広場	
	ランドゴルフ場		
王山区		促進住宅遊び場	
		中山広場	
		中山子ども広場①	
		中山子ども広場②	
		ニュー早島子ども広場①	
		⑲ ニュー早島子ども広場②	
		⑳ 大池子ども広場	
		㉑ 天山せせらぎ公園	
西区		㉒ 樽島団地広場	
		㉓ 金田コミュニティ広場	
		㉔ 金田子ども広場	
		㉕ 備南台広場	
東区		㉖ 竜神社広場	
		㉗ フォレストタウン子ども広場	
		㉘ 真磯子ども広場①	
		㉙ 真磯子ども広場②	
		㉚ 真磯子ども広場③	
		㉛ 城山公園	
城山区		㉜ 国鉾公園	
		㉝ 床田子ども広場	
		㉞ サニー団地子ども広場	
		㉟ 薬師庵子ども広場	
		㊱ 塩地子ども広場	
		㊲ 宇喜多提市場園	
		㊳ 宇喜多提花町角	
	汐入区		㊴ 町民コート
			㊵ 汐入公園
	宮山区		㊶ 宮山ランド
		㊷ 長津子ども広場	
		㊸ 貴舟子ども広場	
前潟区		㊹ 南ランド	
		㊺ ゲートボール広場	
		㊻ ぞうさん広場	

医療機関		
住区	No.	医療機関名称
若宮区	A	難波神経内科クリニック
矢尾区	B	南岡山医療センター
王山区	C	河原内科医院
	D	ワタナベ歯科医院
東区	E	藤井整形外科
	F	はら歯科医院
	G	木村医院
	H	木村眼科
城山区	I	大森外科胃腸科
	J	納所医院
	K	小坂歯科医院
汐入区	L	河合歯科医院
	M	はやしま歯科医院
宮山区	N	林歯科医院



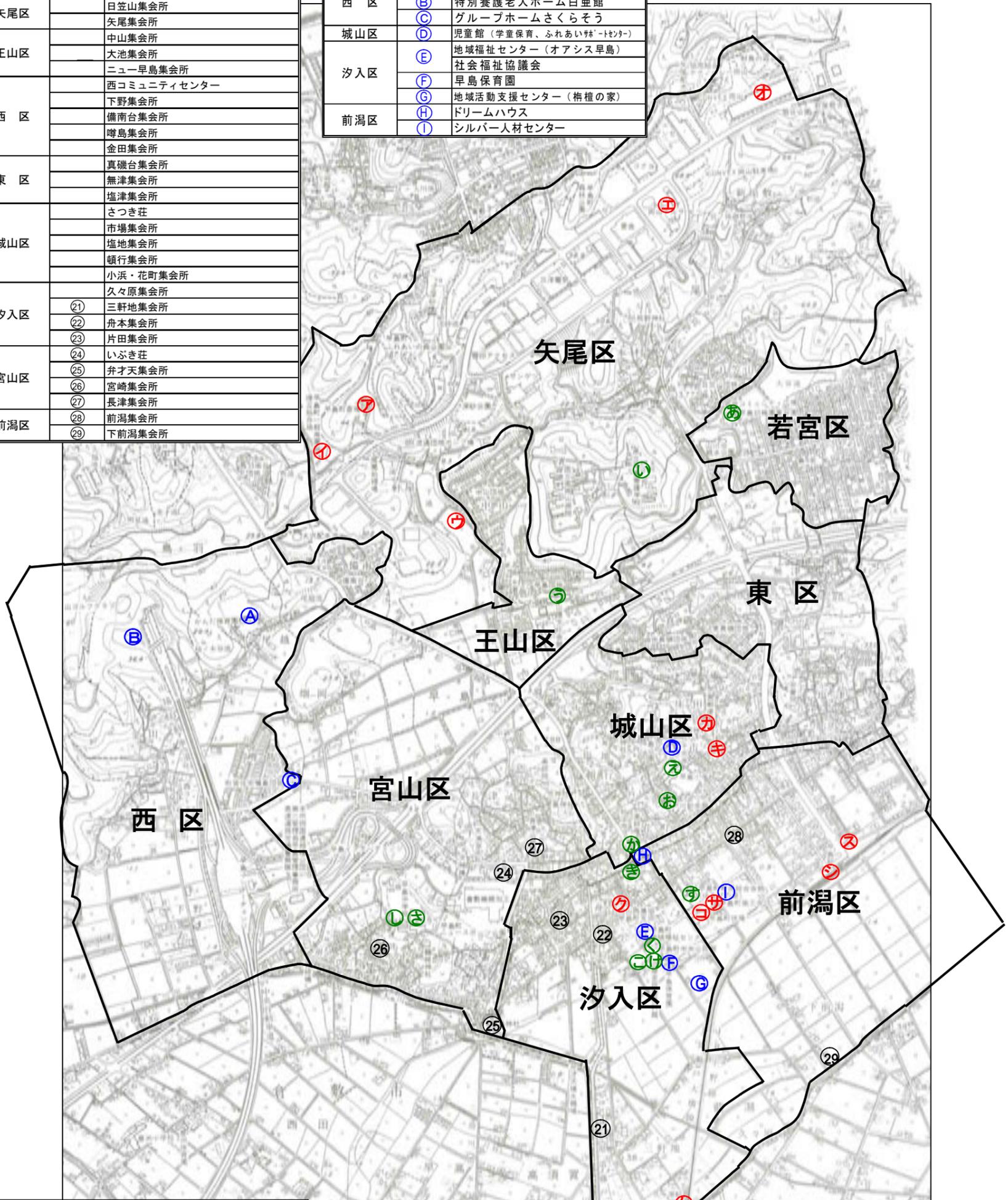
寺院・神社		
住区	No.	寺院・神社名称
若宮区	㉑	若宮神社
矢尾区	㉒	熊野神社
西区	㉓	薬師堂
	㉔	朝日稻荷神社
東区	㉕	安養院
	㉖	竜神社
	㉗	塩津荒神社
	㉘	真磯荒神社
城山区	㉙	千光寺
	㉚	妙法寺
	㉛	容膝庵
	㉜	城山稻荷神社
	㉝	国鉾神社
	㉞	粟島神社
汐入区	㉟	頓行荒神社
	㊱	舟本荒神社
	㊲	片田荒神社
宮山区	㊳	薬師院
	㊴	長津天満宮
	㊵	鶴崎神社
前潟区	㊶	厳島神社

池		
住区	No.	池の名称
若宮区	㉑	ひょうたん池
	㉒	大谷池
	㉓	山川池
矢尾区	㉔	上池
	㉕	下池
	㉖	新池
	㉗	桜池
	㉘	深砂池
西区	㉙	宮ノ後池
	㉚	尾越池
	㉛	柚木谷池
東区	㉜	金才池
城山区	㉝	火事池
	㉞	床田池

自治住区各種施設Ⅱ

コミュニティ・集会施設		
住区	No.	コミュニティ・集会施設等名称
若宮区		大谷荘
矢尾区		日笠山集会所
		矢尾集会所
		中山集会所
王山区		大池集会所
		ニュー早島集会所
		西コミュニティセンター
西区		下野集会所
		備南台集会所
		樽島集会所
		金田集会所
東区		真磯台集会所
		無津集会所
		塩津集会所
		さつき荘
城山区		市場集会所
		塩地集会所
		頓行集会所
		小浜・花町集会所
		久々原集会所
汐入区	(21)	三軒地集会所
	(22)	舟本集会所
	(23)	片田集会所
	(24)	いぶき荘
宮山区	(25)	弁才天集会所
	(26)	宮崎集会所
	(27)	長津集会所
前潟区	(28)	前潟集会所
	(29)	下前潟集会所

福祉施設		
住区	No.	福祉施設名称
西区	(A)	かんだ保育園（子育て支援センター）
	(B)	特別養護老人ホーム白亜館
	(C)	グループホームさくらそう
城山区	(D)	児童館（学童保育、ふれあいサポートセンター）
汐入区	(E)	地域福祉センター（オアシス早島）
	(F)	社会福祉協議会
	(G)	早島保育園
	(H)	地域活動支援センター（梅檀の家）
前潟区	(I)	ドリームハウス
	(L)	シルバー人材センター



教育・文化施設		
住区	No.	教育・文化施設名称
若宮区	(あ)	幼稚園東分園
矢尾区	(い)	県立早島支援学校
王山区	(う)	関西書道専門学校
	(え)	早島小学校
城山区	(お)	戸川家記念館
	(か)	いかしの舎
	(き)	幼稚園本園
汐入区	(く)	中央公民館（町民活動支援センター）
	(け)	歴史民俗資料館
	(こ)	花ごさ手織り伝承館
宮山区	(さ)	早島中学校
	(し)	武道館
前潟区	(す)	町民総合会館：ゆるびの舎 （文化ホール、図書館、健康づくりセンター）

行政・その他施設		
住区	No.	行政・その他施設名称
矢尾区	(7)	斎場
	(8)	一般廃棄物埋立処分場
	(9)	ふれあい農園
	(10)	岡山テルサ
城山区	(11)	コンベックス岡山
	(12)	早島郵便局
	(13)	早島交番
汐入区	(14)	岡山西農協 早島町支店
	(15)	JR久々原駅
	(16)	早島町役場
前潟区	(17)	つくほ商工会 早島支所
	(18)	JR早島駅
	(19)	観光センター

第3章 アンケート結果

第3章 アンケート結果

1. アンケート結果

1) 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、第4次総合計画、早島町地域福祉計画の見直しにあたり、町民ニーズを的確にとらえ、計画に生かすために、町民の意識や要望を把握するために実施しました。

(2) 調査の方法

調査地域：本調査の調査区域は早島町域全域

調査対象者：町内にお住まいの20歳以上の方を無作為に2,500名抽出

調査期間：平成22年5月6日(金) ~ 平成22年5月24日(月)

配布・回収方法：郵送による配布・回収

(3) 回収結果

配布数2,500票のうち、有効回収数は1,233票(49.3%)でした。

項目	配布数	回収数	有効回収数	回収率(%)
1 若宮住区	370	210	210	56.8%
2 矢尾住区	201	98	98	48.8%
3 王山住区	206	74	74	35.9%
4 西住区	205	107	107	52.2%
5 東住区	376	176	176	46.8%
6 城山住区	329	156	156	47.4%
7 汐入住区	242	113	113	46.7%
8 前潟住区	278	146	146	52.5%
9 宮山住区	293	147	147	50.2%
無回答		7	6	
全体	2,500	1,234	1,233	49.3

(4) アンケート結果の見方

構成比は、全て百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、構成比の合計が100%にならないことがあります。

基数となるべき実数(N)は有効回収数とします。

複数回答の設問は、基数(N)を有効回収数としていることから、回収率の合計は100%を上回ることがあります。

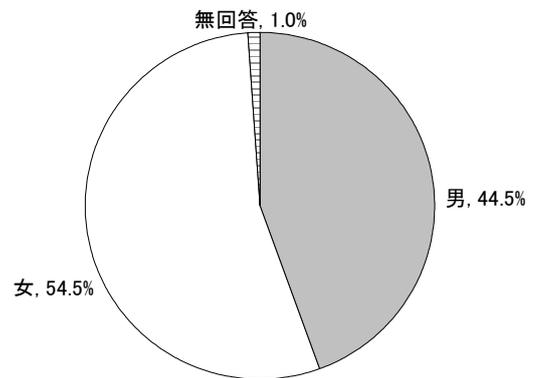
2) 調査結果

(1) 回答者の属性

問1 あなたの性別はどちらですか (は1つ)

(N=1,233)

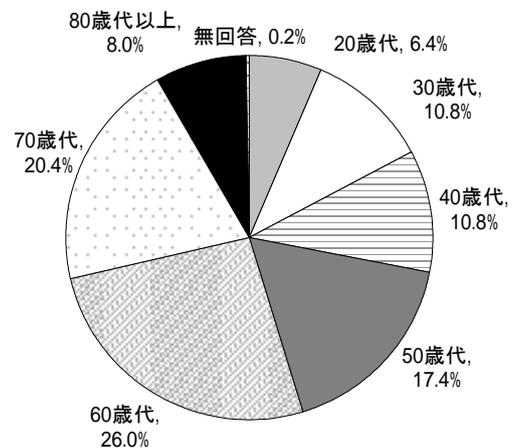
項目	票数	構成比
1 男	549	44.5%
2 女	672	54.5%
— 無回答	12	1.0%
合計	1,233	100.0%



問2 あなたの年齢はどれに該当しますか (は1つ)

(N=1,233)

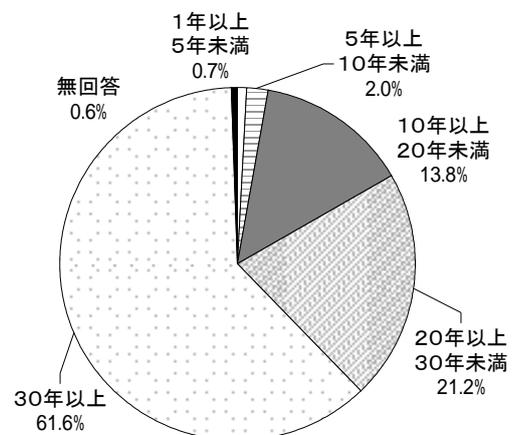
項目	票数	構成比
1 20歳代	79	6.4%
2 30歳代	133	10.8%
3 40歳代	133	10.8%
4 50歳代	215	17.4%
5 60歳代	321	26.0%
6 70歳代	251	20.4%
7 80歳代以上	99	8.0%
— 無回答	2	0.2%
合計	1,233	100.0%



問3 あなたは、早島町に住んで何年になりますか (は1つ)

(N=1,233)

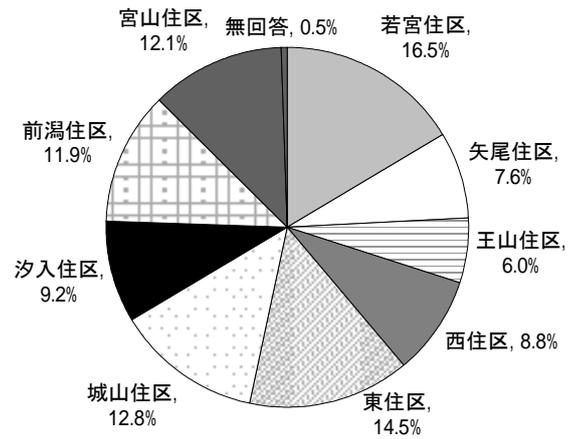
項目	票数	構成比
1 1年未満	1	0.1%
2 1年以上5年未満	9	0.7%
3 5年以上10年未満	25	2.0%
4 10年以上20年未満	170	13.8%
5 20年以上30年未満	261	21.2%
6 30年以上	760	61.6%
— 無回答	7	0.6%
合計	1,233	100.0%



問4 あなたのお住まいの地区はどれに該当しますか(は1つ)

(N=1,233)

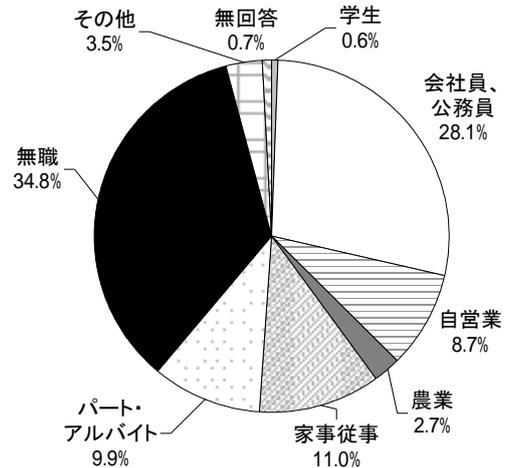
項目	票数	構成比
1 若宮住区	204	16.5%
2 矢尾住区	94	7.6%
3 王山住区	74	6.0%
4 西住区	109	8.8%
5 東住区	179	14.5%
6 城山住区	158	12.8%
7 汐入住区	113	9.2%
8 前潟住区	147	11.9%
9 宮山住区	149	12.1%
— 無回答	6	0.5%
合計	1,233	100.0%



問5 あなたの職業は次のどれに該当しますか(は1つ)

(N=1,233)

項目	票数	構成比
1 学生	8	0.6%
2 会社員、公務員	346	28.1%
3 自営業	107	8.7%
4 農業	33	2.7%
5 家事従事	136	11.0%
6 パート・アルバイト	122	9.9%
7 無職	429	34.8%
8 その他	43	3.5%
— 無回答	9	0.7%
合計	1,233	100.0%

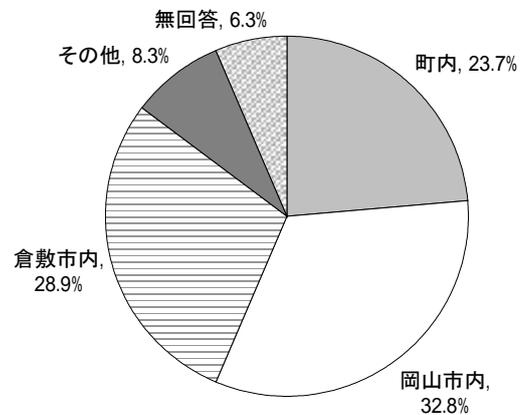


問5で「1」から「6」とお答えの方にお聞きます。

問5-1 あなたの職業は次のどれに該当しますか(は1つ)

(N=1,233)

項目	票数	構成比
1 町内	146	23.7%
2 岡山市内	202	32.8%
3 倉敷市内	178	28.9%
4 その他	51	8.3%
— 無回答	39	6.3%
合計	616	100.0%



問5で「5 家事従事」と回答された方も除く

【その他の主な内容 ()内は件数】

・県内(18): 玉野市(5)、総社市(4)、津山市(2)、浅口市(2) ・県外(10): 広島県(5)、愛知県(2)

(2) 集計結果

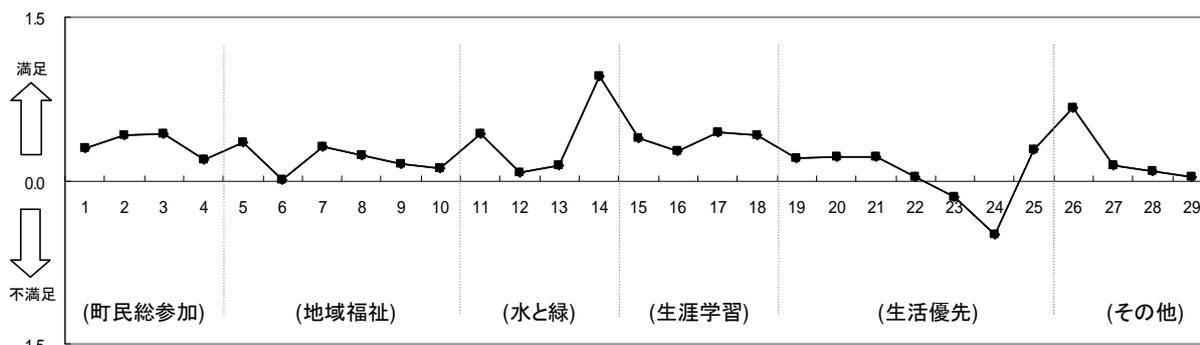
暮らしの満足度

問6 あなたは、早島町での暮らしをとりまく生活環境について、どのように感じていますか。
次の項目について、あてはまる番号を項目ごとに1つずつ選んでください(は1つ)

項目	満足		どちらかといえば満足		どちらともいえない		どちらかといえば不満		不満		合計		平均
	票数	点数×2	票数	点数×1	票数	点数×0	票数	点数×(-1)	票数	点数×(-2)	票数	点数	
1 住区制度などの住民参加・住民協働	110	220	297	297	598	0	85	-85	45	-90	1,135	342	0.30
2 自治会・町内会の育成、支援	127	254	378	378	496	0	87	-87	40	-80	1,128	465	0.41
3 地域イベント、活動の開催支援	116	232	374	374	514	0	64	-64	36	-72	1,104	470	0.43
4 ボランティア、NPOの育成・支援	77	154	238	238	645	0	96	-96	41	-82	1,097	214	0.20
5 病気やけがの時の医療機関	169	338	386	386	326	0	202	-202	62	-124	1,145	398	0.35
6 休日・夜間などの救急診療	101	202	237	237	444	0	249	-249	91	-182	1,122	8	0.01
7 生活習慣病予防などの保健の取り組み	90	180	359	359	525	0	116	-116	35	-70	1,125	353	0.31
8 保育サービスなどの子育て環境	72	144	306	306	553	0	110	-110	46	-92	1,087	248	0.23
9 介護予防に向けた取り組み	73	146	268	268	587	0	153	-153	44	-88	1,125	173	0.15
10 高齢者や障がい者への福祉サービスや施設	89	178	274	274	526	0	173	-173	79	-158	1,141	121	0.11
11 公園や緑地の整備状況	160	320	433	433	347	0	135	-135	66	-132	1,141	486	0.43
12 子どもの遊び場の整備状況	75	150	290	290	465	0	199	-199	84	-168	1,113	73	0.07
13 公害(騒音・振動・悪臭など)への対策	85	170	289	289	530	0	143	-143	82	-164	1,129	152	0.13
14 ごみの収集の状況	332	664	547	547	217	0	47	-47	26	-52	1,169	1,112	0.95
15 子どもの教育施設や福祉施設	98	196	401	401	471	0	93	-93	41	-82	1,104	422	0.38
16 教養を高める機会	83	166	321	321	550	0	115	-115	40	-80	1,109	292	0.26
17 芸術、文化活動の場や機会	125	250	401	401	475	0	100	-100	27	-54	1,128	497	0.44
18 スポーツ、レクリエーション活動の場や機会	108	216	396	396	500	0	87	-87	32	-64	1,123	461	0.41
19 地震・火災などからの安全	66	132	286	286	619	0	116	-116	36	-72	1,123	230	0.20
20 犯罪・風紀などの安全	67	134	327	327	564	0	134	-134	37	-74	1,129	253	0.22
21 道路・交通の安全	97	194	380	380	408	0	193	-193	67	-134	1,145	247	0.22
22 日常の交通の便	108	216	348	348	306	0	258	-258	134	-268	1,154	38	0.03
23 日常の買い物の便	83	166	300	300	314	0	283	-283	176	-352	1,156	-169	-0.15
24 町での就業の場	26	52	61	61	533	0	292	-292	174	-348	1,086	-527	-0.49
25 道路の整備状況	105	210	419	419	387	0	160	-160	70	-140	1,141	329	0.29
26 広報紙やホームページなどの広報	174	348	498	498	399	0	51	-51	19	-38	1,141	757	0.66
27 町政懇談会など町への要望を伝える方法	74	148	269	269	596	0	119	-119	68	-136	1,126	162	0.14
28 情報公開などの開かれた町政	68	136	253	253	585	0	143	-143	75	-150	1,124	96	0.09
29 観光 PR などの情報発信、町外との交流の場	52	104	203	203	662	0	154	-154	55	-110	1,126	43	0.04

□ : 上位3位 ■ : 下位3位

※平均点は、票数に満足2点、どちらかといえば満足1点、どちらともいえない0点、どちらかといえば不満-1点、不満-2点と点数を与えて算出している。



(町民総参加)	(水と緑)	20 犯罪・風紀などの安全
1 住区制度などの住民参加・住民協働	11 公園や緑地の整備状況	21 道路・交通の安全
2 自治会・町内会の育成・支援	12 子どもの遊び場の整備状況	22 日常の交通の便
3 地域イベント、活動の開催支援	13 公害（騒音・振動・悪臭など）への対策	23 日常の買い物への便
4 ボランティア、NPOの育成・支援	14 ごみの収集の状況	24 町での就業の場
(地域福祉)	(生涯学習)	25 道路の整備状況
5 病気やけがの時の医療機関	15 子どもの教育施設や福祉施設	(その他)
6 休日・夜間などの救急診療	16 教養を高める機会	26 広報紙やホームページなどの広報
7 生活習慣病予防などの保健の取組み	17 芸術、文化活動の場や機会	27 町政懇談会など町への要望を伝える方法
8 保育サービスなどの子育て環境	18 スポーツ、レクリエーション活動の場や機会	28 情報公開などの開かれた町政
9 介護予防に向けた取組み	(生活優先)	29 観光PRなどの情報発信、町外との交流の場
10 高齢者や障がい者への福祉サービスや施設	19 地震・火災などからの安全	

全体的に満足となっているが、「日常の買い物への便」が不満となっており、町内にスーパーが1軒しかないことから不便さを感じていると考えられます。
 また、「町での就業の場」は満足度が最も低く、回答者の属性における通勤・通学先は、町内よりも岡山市、倉敷市が多くなっており、町での就業の場の不足が顕著となっています。

全体的に満足となっており、不満は「日常の買い物への便」「町での就業の場」のみとなっています。

最も満足されている項目は、「ごみの収集状況」であり、次いで「広報紙やホームページなどの広報」「芸術、文化活動の場や機会」となっています。

最も不満を感じている項目は、「町での就業の場」であり、次いで「日常の買い物への便」「休日・夜間などの救急診療」となっています。

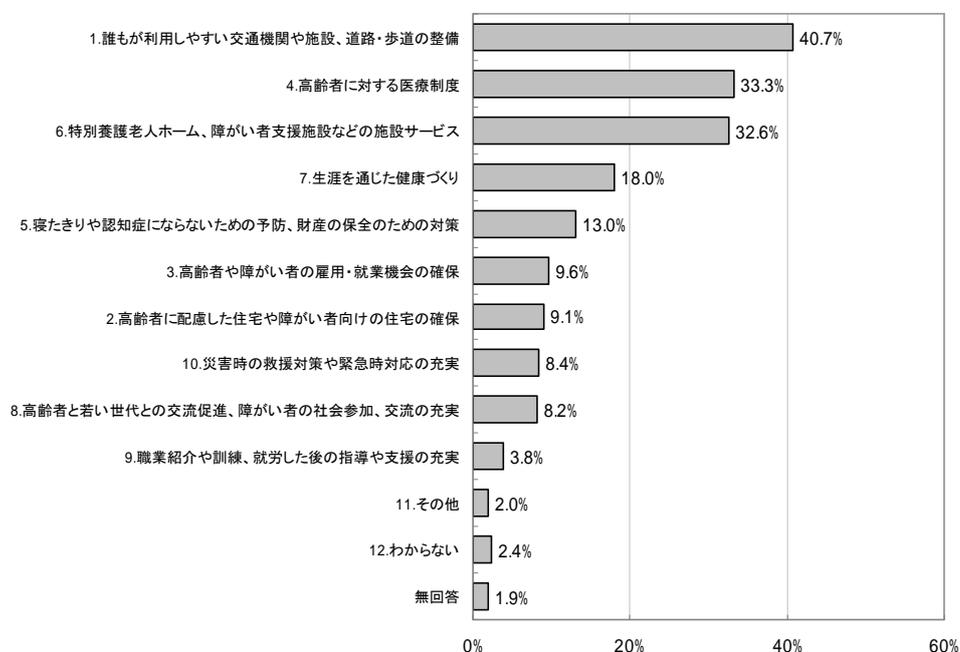
「地域福祉のまちづくり」に向けて

問 11 高齢者や障がい者が安心して暮らせるために、あなたはどのような施策が重要だと思いますか（ は2つまで） (N=1,233)

項 目	票 数	回答率
1 誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備	502	40.7%
2 高齢者に配慮した住宅や障がい者向けの住宅の確保	112	9.1%
3 高齢者や障がい者の雇用・就業機会の確保	118	9.6%
4 高齢者に対する医療制度	411	33.3%
5 寝たきりや認知症にならないための予防、財産の保全のための対策	160	13.0%
6 特別養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設サービス	402	32.6%
7 生涯を通じた健康づくり	222	18.0%
8 高齢者と若い世代との交流促進、障がい者の社会参加、交流の充実	101	8.2%
9 職業紹介や訓練、就労した後の指導や支援の充実	47	3.8%
10 災害時の救援対策や緊急時対応の充実	104	8.4%
11 その他	25	2.0%
12 わからない	30	2.4%
— 無回答	23	1.9%
合 計	2,257	183.0%

【その他の内容 ()内は件数】

・老人ホーム等をつくる、低料金化(3) ・高齢者、障がい者、抱える家族への支援(3)



高齢化社会が急激に進む中で、現在車に乗っている方も車に乗れなくなってくることから、公共交通機関の整備や安心して歩ける道路整備が求められています。

高齢者や障がい者が安心して暮らせるために重要な施策は、「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路、歩道の整備」が約4割と最も高く、次いで「高齢者に対する医療制度」「特別養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設サービス」が3割強となっています。

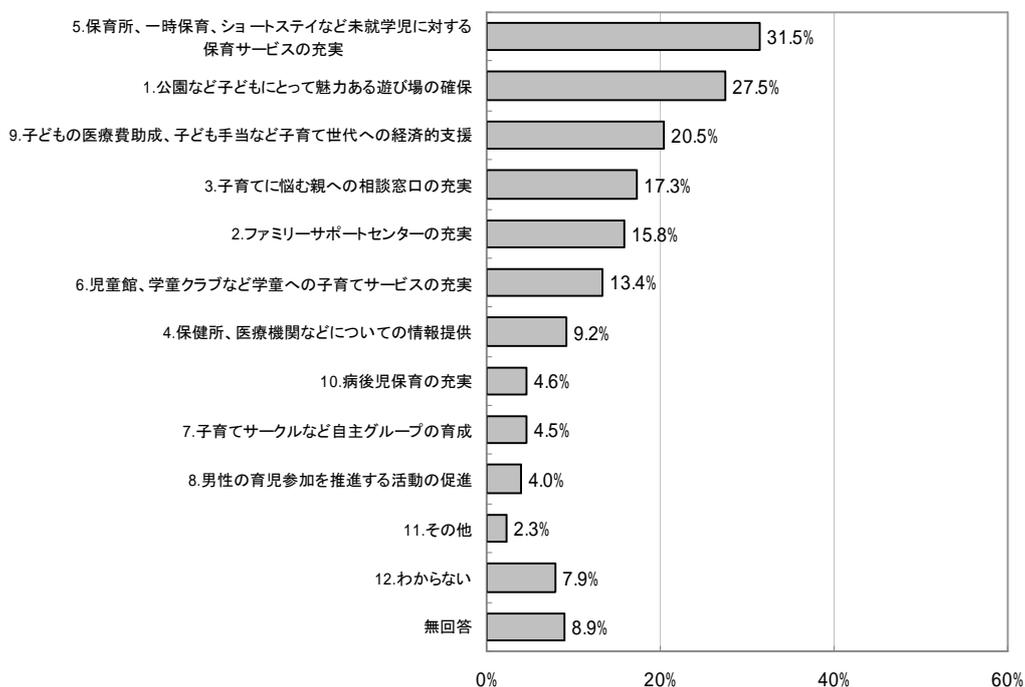
問 12 あなたが安心して子育てを行なうため、町に特に必要だと思うことは何ですか（ は2つまで）

(N=1,233)

項目	票数	回答率
1 公園など子どもにとって魅力ある遊び場の確保	339	27.5%
2 ファミリーサポートセンターの充実	195	15.8%
3 子育てに悩む親への相談窓口の充実	213	17.3%
4 保健所、医療機関などについての情報提供	114	9.2%
5 保育所、一時保育、ショートステイなど未就学児に対する保育サービスの充実	388	31.5%
6 児童館、学童クラブなど学童への子育てサービスの充実	165	13.4%
7 子育てサークルなど自主グループの育成	56	4.5%
8 男性の育児参加を推進する活動の促進	49	4.0%
9 子どもの医療費助成、子ども手当など子育て世代への経済的支援	253	20.5%
10 病後児保育の充実	57	4.6%
11 その他	28	2.3%
12 わからない	98	7.9%
— 無回答	110	8.9%
合計	2,065	167.4%

【その他の内容 ()内は件数】

・医療費、給食費等の金銭的補助(4) ・子育て相談・支援、母親の就職支援(4)



母親の社会復帰を望む面からも子育ての負担軽減を減らすための未就学児に対する保育サービスの充実が求められています。

安心して子育てを行うために必要な施策は、「保育所、一時保育、ショートステイなど未就学児に対する保育サービスの充実」が3割強と最も高く、次いで「公園など子どもにとって魅力ある遊び場の確保」が3割弱となっています。

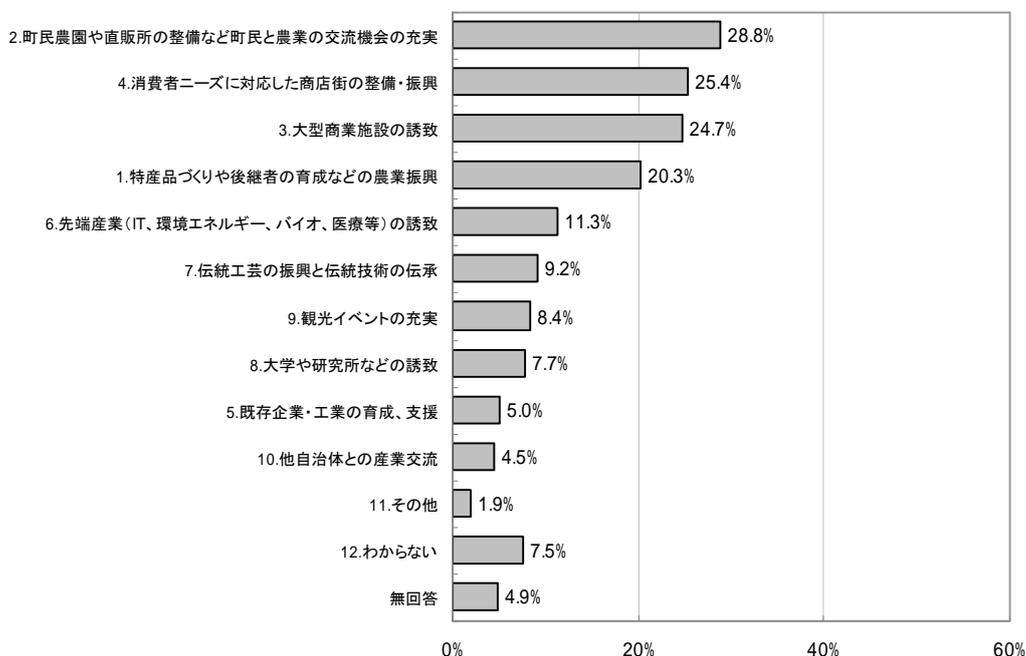
「活力あるまちづくり」に向けて

問 18 あなたは、町の観光、産業振興として、どのようなことが重要だと思いますか（ は2つまで）

(N=1,233)

項 目	票 数	回答率
1 特産品づくりや後継者の育成などの農業振興	250	20.3%
2 町民農園や直販所の整備など町民と農業の交流機会の充実	355	28.8%
3 大型商業施設の誘致	305	24.7%
4 消費者ニーズに対応した商店街の整備・振興	313	25.4%
5 既存企業・工業の育成、支援	62	5.0%
6 先端産業(IT、環境エネルギー、バイオ、医療等)の誘致	139	11.3%
7 伝統工芸の振興と伝統技術の伝承	113	9.2%
8 大学や研究所などの誘致	95	7.7%
9 観光イベントの充実	104	8.4%
10 他自治体との産業交流	55	4.5%
11 その他	24	1.9%
12 わからない	93	7.5%
— 無回答	60	4.9%
合 計	1,968	159.6%

【その他の内容 ()内は件数】 ・買い物の便の向上(4) ・道の駅(2) ・定住促進(2)



食に対する関心の高まりや買い物の不便さを感じていることから、農業による町の活性化や商業施設の整備が求められています。

町の観光、産業振興として重要なことは、「町民農園や直販所の整備など町民と農業の交流機会の充実」「消費者ニーズに対応した商店街の整備・振興」が3割弱、「大型商業施設の誘致」「特産品づくりや後継者の育成などの農業振興」が2割強となっています。

優先してほしい施策

問 19 早島町は住みよいまちづくりを目指して、様々な施策に取り組んでいます。

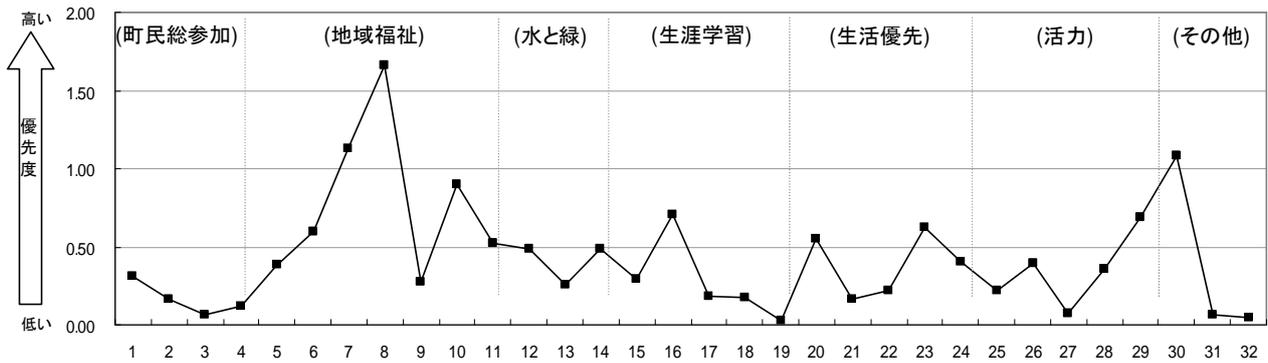
あなたが特に力を入れて欲しいと望むことは何ですか。次の中から特に必要と思うものを下の順位表に記入してください(優先順位の高い順に5つまで)

項 目	1位		2位		3位		4位		5位		6位以下		合計		平均
	票 数	× 5 点 数	票 数	× 4 点 数	票 数	× 3 点 数	票 数	× 2 点 数	票 数	× 1 点 数	票 数	× 0 点 数	票 数	点 数	
1 住民参加の充実	38	190	13	52	22	66	22	44	27	27	1111	0	1233	379	0.31
2 住区による活動の推進	8	40	17	68	16	48	17	34	13	13	1162	0	1233	203	0.16
3 NPOの育成	3	15	5	20	7	21	6	12	12	12	1200	0	1233	80	0.06
4 公聴・広報の充実	7	35	13	52	8	24	9	18	19	19	1177	0	1233	148	0.12
5 情報公開の充実	24	120	33	132	28	84	38	76	61	61	1049	0	1233	473	0.38
6 健康づくりの推進	65	325	39	156	44	132	48	96	22	22	1015	0	1233	731	0.59
7 保健・医療の充実	121	605	112	448	65	195	50	100	45	45	840	0	1233	1,393	1.13
8 高齢者福祉の充実	196	980	156	624	92	276	63	126	39	39	687	0	1233	2,045	1.66
9 障がい者福祉の充実	19	95	30	120	29	87	16	32	7	7	1132	0	1233	341	0.28
10 子育て支援の充実	84	420	77	308	74	222	58	116	37	37	903	0	1233	1,103	0.89
11 社会保障制度の適切な運用	24	120	61	244	57	171	40	80	32	32	1019	0	1233	647	0.52
12 地球環境・自然環境の保全	30	150	46	184	42	126	47	94	41	41	1027	0	1233	595	0.48
13 景観・町並みの保全	10	50	22	88	27	81	30	60	40	40	1104	0	1233	319	0.26
14 ごみ処理とリサイクルの推進	17	85	45	180	62	186	46	92	51	51	1012	0	1233	594	0.48
15 生涯教育の充実	5	25	26	104	39	117	39	78	33	33	1091	0	1233	357	0.29
16 学校教育の充実	54	270	57	228	72	216	59	118	38	38	953	0	1233	870	0.71
17 スポーツ・レクリエーションの充実	10	50	16	64	17	51	20	40	19	19	1151	0	1233	224	0.18
18 コミュニティの振興・町民相互の交流促進	6	30	6	24	24	72	30	60	34	34	1133	0	1233	220	0.18
19 男女共同参画の推進	1	5	1	4	3	9	3	6	5	5	1220	0	1233	29	0.02
20 道路の整備	40	200	45	180	60	180	45	90	34	34	1009	0	1233	684	0.55
21 住宅・宅地の整備	10	50	10	40	22	66	18	36	14	14	1159	0	1233	206	0.17
22 防災対策・消防の充実	6	30	19	76	22	66	38	76	29	29	1119	0	1233	277	0.22
23 交通安全・防犯対策の充実	32	160	49	196	64	192	75	150	70	70	943	0	1233	768	0.62
24 消費者生活の安全確保	20	100	38	152	29	87	59	118	45	45	1042	0	1233	502	0.41
25 農業の振興	17	85	18	72	12	36	21	42	42	42	1123	0	1233	277	0.22
26 商工業の振興	39	195	24	96	34	102	34	68	25	25	1077	0	1233	486	0.39
27 観光の振興	3	15	5	20	7	21	11	22	15	15	1192	0	1233	93	0.08
28 雇用の創出	27	135	31	124	24	72	35	70	42	42	1074	0	1233	443	0.36
29 若者の定住促進	48	240	55	220	65	195	59	118	81	81	925	0	1233	854	0.69
30 効率的で健全な行財政運営	161	805	52	208	48	144	44	88	86	86	842	0	1233	1,331	1.08
31 地域情報化の推進	3	15	3	12	3	9	11	22	19	19	1194	0	1233	77	0.06
32 その他	6	30	2	8	3	9	2	4	7	7	1213	0	1233	58	0.05

□ : 上位3位 ■ : 下位3位

※平均点は、票数に1位5点、2位4点、3位3点、4位2点、5位1点、上位5つ以外(6位以下):0点と点数を与えて算出している。

【その他の内容 ()内は件数】 ・交通利便の向上(2)



(町民総参加)	10 子育て支援の充実	18 コミュニティの振興・町民相互の交流促進	26 商工業の振興
1 住民参加の充実	11 社会保障制度の適切な運用	19 男女共同参画の推進	27 観光の振興
2 住区による活動の推進	(水と緑)	(生活優先)	28 雇用の創出
3 NPOの育成	12 地球環境・自然環境の保全	20 道路の整備	29 若者の定住促進
4 公聴・広報の充実	13 景観・町並みの保全	21 住宅・宅地の整備	(その他)
5 情報公開の充実	14 ごみ処理とリサイクルの推進	22 防災対策・消防の充実	30 効率的で健全な行財政運営
(地域福祉)	(生涯学習)	23 交通安全・防犯対策の充実	31 地域情報化の推進
6 健康づくりの推進	15 生涯学習の充実	24 消費者生活の安全確保	32 その他
7 保健・医療の充実	16 学校教育の充実	(活力)	
8 高齢者福祉の充実	17 スポーツ・レクリエーションの充実	25 農業の振興	
9 障がい者福祉の充実			

高齢化社会が進むことから地域福祉に関する施策を優先的に行っていくことが求められていますが、地方の財政負担が大きくなっている中で効率的で健全な行財政運営の中で整備していくことが求められています。

優先的に取組んで欲しい施策は、「高齢者福祉の充実」が最も高く、次いで「保健・医療の充実」と地域福祉についての項目の優先度が高くなっています。

その他では「効率的で健全な行財政運営」の優先度が高くなっています。

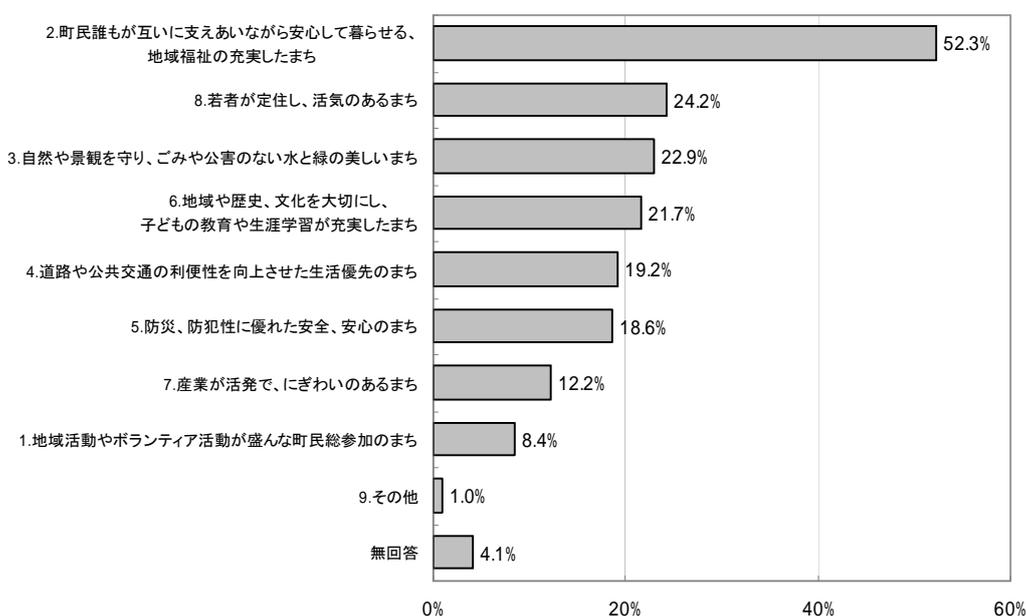
優先度が低いものは、「地域情報化の推進」「NPOの育成」「男女共同参画の推進」となっています。

町の将来像

問 20 あなたは、今後早島町がどのように発展することが望ましいと思いますか（ は2つまで）、
(N=1,233)

項 目	票 数	回答率
1 地域活動やボランティア活動が盛んな町民総参加のまち	104	8.4%
2 町民誰もが互いに支えあいながら安心して暮らせる、地域福祉の充実したまち	645	52.3%
3 自然や景観を守り、ごみや公害のない水と緑の美しいまち	282	22.9%
4 道路や公共交通の利便性を向上させた生活優先のまち	237	19.2%
5 防災、防犯性に優れた安全、安心のまち	229	18.6%
6 地域や歴史、文化を大切にし、子どもの教育や生涯学習が充実したまち	267	21.7%
7 産業が活発で、にぎわいのあるまち	150	12.2%
8 若者が定住し、活気のあるまち	299	24.2%
9 その他	12	1.0%
— 無回答	49	4.0%
合 計	2,274	184.5%

【その他の内容 ()内は件数】 ・医療と福祉の普及、高齢者や子どもに優しい町(3)



少子高齢化社会が急速に進んでいることから、少子高齢化に対応した安心して暮らせるまちにしていくために、地域福祉の充実や地域コミュニティの強化が求められています。

早島町の将来像は、「町民誰もが互いに支えあいながら安心して暮らせる、地域福祉の充実したまち」が5割以上と最も高くなっています。

次いで「若者が定住し、活気のあるまち」「自然や景観を守り、ごみや公害のない水と緑の美しいまち」「地域の歴史、文化を大切にし、子どもの教育や生涯学習が充実したまち」が2割強となっています。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1. 施策体系

1) 地域福祉の将来像

地域福祉とは、早島町に暮す誰もが住みなれた地域で、健康で安心して未永く生活できるための仕組みづくりにより、自立の促進と福祉課題を解決していくことです。

平成18年度に策定した「新生早島まちづくりプラン」において、町が目指す将来像として【高福祉社会のオアシス都市】を掲げ、「小規模自治体のメリットを生かした高い行政サービスを提供できるまち」「早島に暮らす誰もが、これからも早島で暮らすことに安心感を持てるまち」「岡山と倉敷の間であって、上下水道の完備した快適環境と用水と田園の水と緑の美しい、やすらぎの空間を提供できるまち」の実現を目指し、様々な施策の推進を行ってきました。

本計画においても、平成18年度に策定した「早島町地域福祉計画」の目指す将来像を継承し、その実現に向けた施策を推進していきます。

目指す将来像

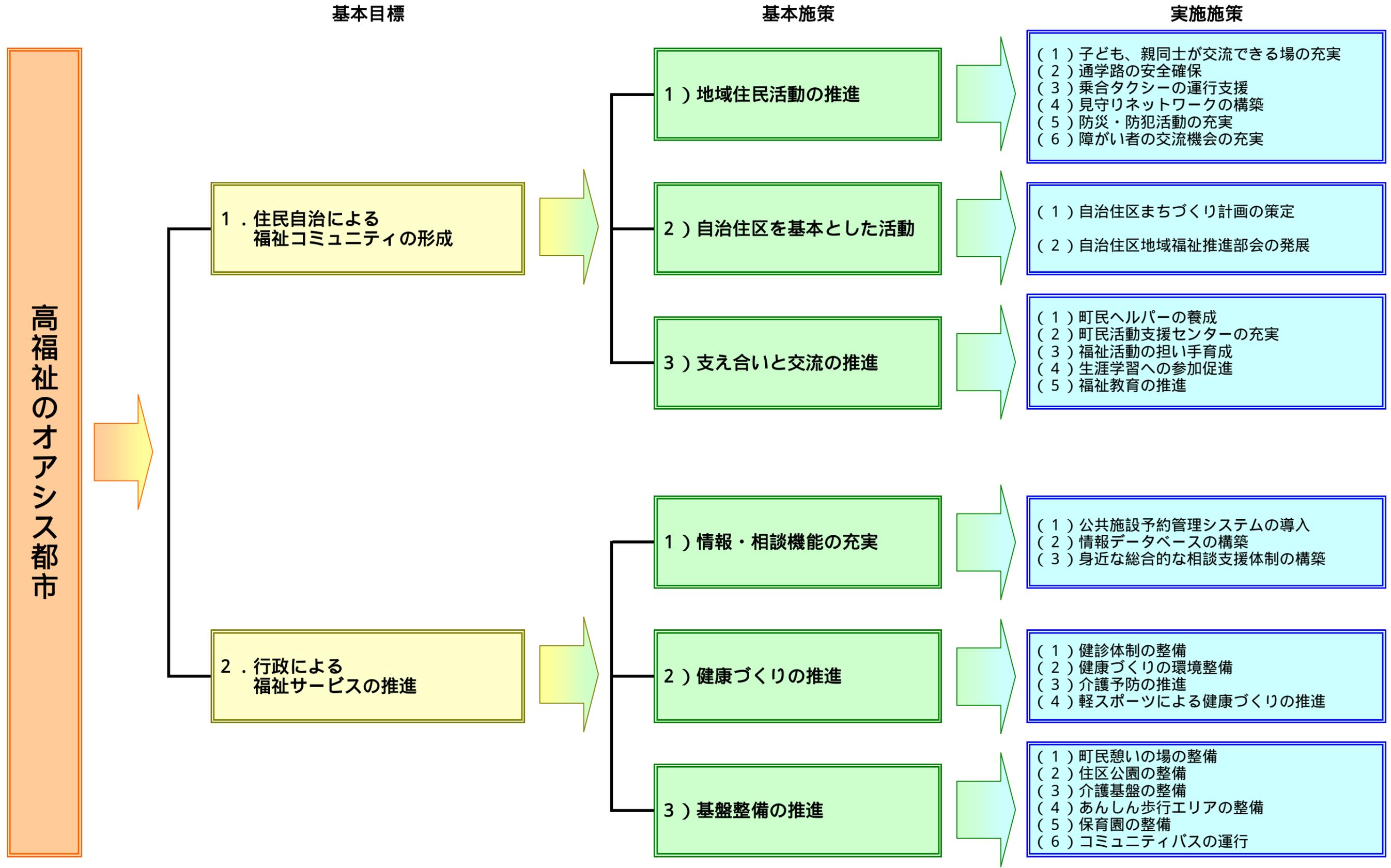
高福祉のオアシス都市

2) 基本目標

本計画では、目指す将来像を実現するため、計画のあるべき姿を踏まえつつ、次の2項目を「早島町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

1. 住民自治による福祉コミュニティの形成
2. 行政による福祉サービスの推進

3) 施策体系図



2. 具体的な施策

1) 住民自治による福祉コミュニティの形成

(1) 地域住民活動の推進

早島町の福祉は、「誰かに与えられるもの」ではなく、早島町を構成する全ての主体が主体的に取組まなければなりません。なぜなら、主体的に地域福祉活動に関わることが、より質の高い社会の創造につながるからです。

今後は、早島町に住む一人ひとりが、福祉を自分のこととして考え、活動することができるまちづくりを進めていきます。

子ども、親同士が交流できる場の充実

事業概要	子ども会等を通じて親同士の交流が深まることで、子どもだけではなく、子育て中の保護者にとっても、地域の子育ての仲間をはじめ、子育ての経験者や近所の人との会話やあたたかい声かけ、支援によって、子育てへの意欲が向上し、子どもへの愛情を一層深めることができます。 各自治会等の子ども会や各種会合の場で、親同士が交流できる場の充実を図ります。
実績	各自治会においての子ども会活動に加え、自治住区単位での活動も活発化してきています。 平成19年度から子ども会などの横の繋がりを重視し、住区単位での子ども会合同活動等が開始されています。

通学路の安全確保

事業概要	子どもの通学時や外出時における事件・事故が全国的にも問題となっており、早島町においても、学校・自治会等との連携により見守り活動を実施する等、町全体で取り組みます。また、防犯メール等の情報提供体制の充実を図ります。さらに、歩道整備や防犯灯設置の推進、危険箇所等の随時点検を行い、安全な通学路の確保に努めます。
実績	平成19年度よりあんしん歩行エリア、グリーンでの歩行帯の整備等、交通安全に配慮した道路づくりの整備を実施しています。 また、自治住区・自治会での見守り活動を実施しています。

乗合タクシーの運行支援

事業概要	<p>加齢とともに、移動することが困難になる人が増加する傾向にあり、趣味をもつことや生きがいづくりのためにも、高齢者がどこへでも移動することができる手段が必要です。</p> <p>そのような地域の高齢者の外出や移動を支援し、日常生活の利便性の確保や社会参加などを促進するため、自治会や町内会が、地域の実情に応じて乗合タクシーを運行させる早島町高齢者乗合タクシー運行事業を実施します。また、福祉タクシー助成事業を実施し、タクシーを利用した場合その料金の一部助成を行います。</p>
実績	乗合タクシーと福祉タクシーチケットによる移動支援を実施しています。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
乗合タクシー運行事業							継続
福祉タクシー助成事業							継続

見守りネットワークの構築

事業概要	<p>認知症高齢者等の要援護者は一般的に加齢に従って多くなり、要援護者が尊厳を保ちながら穏やかに生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするためには、すべての住民が要援護者の生活について理解し、緊急時にも対応できるよう地域全体で支えていくことが重要です。</p> <p>そのため、要援護者が地域のなかで孤立や虐待を受けることなく、安心して生活ができるように地域住民による支え合い・助け合い活動を展開します。</p> <p>馴染みのある地域住民による訪問や声かけ等を行うことにより、要援護の孤立や虐待の予防、早期発見に努めます。あわせて、地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めます。</p>
実績	平成 20 年度に全自治住区に民生・児童委員、栄養委員、愛育委員、福祉活動委員等福祉関係委員が中心となった地域福祉推進部会を設置、認知症サポーター養成講座の開催や高齢者の見守り活動等、地域の実情に応じた活動を開始しました。

防災・防犯活動の充実

事業概要	町の防災・防犯機能を高め、安心・安全のまちづくりを進めるとともに、各自治住区・自治会での取組みの促進と支援を行います。
実績	平成 19 年度以降、各自治会において自主防災組織が 5 つ新設されています。また、平成 18 年度からは早島交番を中心に各地域から有志の方で青色防犯パトロールカーなどの地域安全活動を実施しています。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
防災・防犯の充実							継続

障がい者の交流機会の充実

<p>事業概要</p>	<p>地域の人々との交流を広げることは、生きがいのある充実した生活を送るうえで重要なことです。</p> <p>自治会等が主催する行事などを通じて障がい者と地域住民との交流を図るなど、障がい者の地域活動への参加を促進するとともに、障がい者の社会参加への理解を図ります。また、地域活動支援センターの運営の充実を図るとともに交流をサポートできるボランティアの育成も進めていきます。</p>
<p>実績</p>	<p>平成 22 年度には交流拠点となる地域活動支援センターが完成し、障がい者の日中活動の場の充実、交流促進を図っています。</p>

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
地域活動支援センターの整備							完了
障がい者の交流機会の充実							継続

(2) 自治住区を基本にした活動

早島町においては、自治会を9つのグループにまとめた自治住区が設定されています。

町民が直接行政に参画する「早島町まちづくり協議会」の充実を図り、行政と自治住区との役割分担を明確にしながら、自治住区を基本とした地域福祉活動を行います。

自治住区まちづくり計画の策定

事業概要	町民総参加のまちづくりを推進する「早島町まちづくり協議会」の内容の充実を図り、住民参画、協働によるまちづくりを行います。
実績	平成22年度より自治住区まちづくり計画策定を各自治住区へ提案し、各住区の運営協議会で、各自治住区としてのまちづくり計画の策定に向けた準備が進んでいます。 また、各自治住区での主体的なまちづくり計画や、自治会活動の充実のために活動を担う人材を育成するためのリーダー養成講座、まちづくり講演会を開催しました。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
まちづくり協議会の充実							継続
自治住区まちづくり計画							継続
リーダー養成講座の開催							継続
まちづくり講演会等の開催							継続

自治住区地域福祉推進部会の発展

事業概要	自治住区運営協議会に保健福祉関係委員等による地域福祉推進部会を設置し、総合的な相談支援、健康増進、食育、要援護者支援など子どもから高齢者まで安心を実感できる地域づくりを推進します。また、部会役員等に対し、研修会を実施する等支援の充実を図ります。
実績	平成20年度より民生児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉活動委員・員、老人クラブ、子ども会等による住区での地域福祉に関する現状把握や提案を通じて課題の解決に努めています。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
自治住区地域福祉推進部会推進事業							継続

自治住区地域福祉推進部会

1. 地域福祉推進部会の設置目的

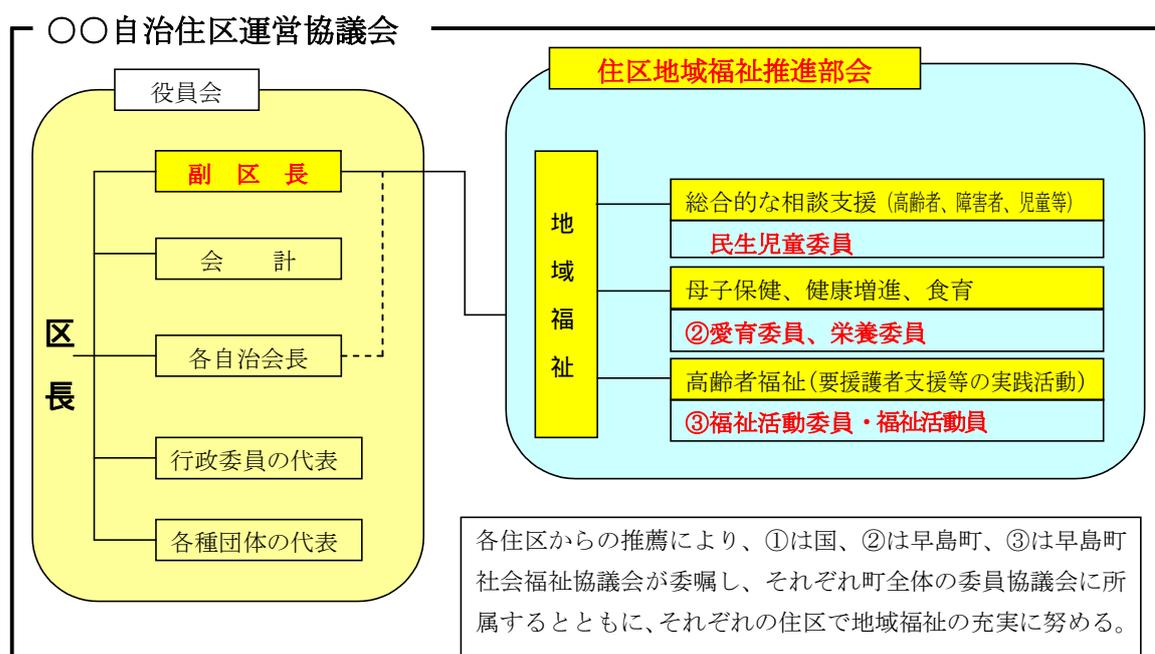
自治住区運営協議会に保健福祉関係委員等による地域福祉推進部会を設置し、住区での地域福祉に関する現状把握や提案を通じて課題の解決に努め、子どもから高齢者までが安心を実感できる地域づくりを推進する。

2. 地域福祉推進部会の委員構成

地域福祉推進部会（運営協議会規約に規定）は、副区長を部会長とし、保健福祉関係委員（民生児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉活動委員・員）等を委員とする。委員から副部会長を選任する。

部会長・副部会長は、関係委員・自治会長との連携のうえ部会を運営する。

3. 自治住区における地域福祉の推進体制（標準例）



(3) 支え合いと交流の推進

早島町に暮らす誰もが、違いや多様性を認め、互いに支え合い安心して充実した生活を営むことができる地域福祉づくりのための仕組みを構築します。

町民ヘルパーの養成

事業概要	町民一人ひとりが介護に関する知識と理解を深め、家族介護に役立てるとともに地域福祉の担い手育成として、全自治会を対象にホームヘルパー養成講座を開設します。また、講座修了者が地域福祉活動へ参画していけるよう仕組みの充実・強化を図ります。
実績	平成 19 年度より 3 級講座が開始され、平成 19 年度 3 級 20 名、平成 20 年度 3 級 29 名、平成 21 年度より 2 級講座にレベルアップし、平成 21・22 年度それぞれ 2 級 20 名を養成しました。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
町民ヘルパー養成事業							継続

町民活動支援センターの充実

事業概要	<p>広報はやしまを活用し「町民活動支援センター」の活動を紹介するとともに、ホームページを作成し、利用の促進を図ります。</p> <p>関連部署と連携をとり、ボランティア団体やまちづくりグループの情報の共有化を図るとともに、インターネットを利用した情報収集や情報提供を行います。</p> <p>ボランティア活動やまちづくりグループのリーダーの資質向上、定年退職者の社会参加を促す研修会を開催します。</p>
実績	<p>中央公民館にて、ボランティアや町民活動の拠点の場を提供しています。</p> <p>平成 22 年度現在、関係者、ボランティアによる町民のまちづくりを支援する NPO 法人が組織されました。</p>

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
町民活動支援センターの利用促進							継続
情報収集、提供の強化							継続
指導者研修会の開催							継続

福祉活動の担い手育成

事業概要	早島町には、多くの福祉に関わるボランティア団体が活動を行っています。社会福祉協議会や町民活動支援センターとの連携により、それらボランティア活動に対して、育成と技術的助言等の支援を行います。
実績	町民活動支援センター、社会福祉協議会を中心に実施しています。特に町民活動支援センターは、全ての団体を登録しており、登録団体も40から74に増加しています。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
福祉活動の担い手の育成、支援							継続

生涯学習への参加促進

事業概要	<p>生涯学習は学習活動を通して、人と人を結び、共通の目標を生み出し個人と社会をつなぎ、地域社会と地域福祉を支える力となります。その生涯学習を一層推進するためには、町民一人ひとりが、それぞれの課題認識、目的意識に沿って自発的に学習し、その成果を社会に生かしていけるよう、多様な学習ニーズに合致した学習機会を充実させる必要があります。</p> <p>そこで、既存の文化・教養的なものから現代的な課題や地域的な課題の解決にまで対応可能な学習機会の提供ができるように、学習プログラムの開発や町民への学習情報の提供、相談体制の充実、各種指導者の養成、学習成果の多面的な評価と活用の場づくりなどを生涯学習関連施設の整備とあわせて総合的に推進していきます。</p> <p>そして、早島町が創造的で活力あふれる「住民自治のまち早島」となることをめざし、家庭・学校・地域社会が連携して、早島町の明日を担う人材の育成に努め、互いに学びあい、支えあう、いきいきとした地域社会づくりに取り組みます。</p>
実績	平成21年度には早島町生涯学習推進計画の策定を行い、平成22年度は早島芸術祭2010を開催しました。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
早島芸術祭の開催							継続
学習プログラムの充実							継続

福祉教育の推進

事業概要	学校教育の全領域において、人権・福祉教育の一層の推進を図り、福祉社会の形成者としての資質や能力を育成します。小学校では、県立支援学校や高齢者等との交流体験、中学校では、総合的な学習の時間を活用しての町内の福祉施設、地域活動支援センター等でのボランティア体験など体験活動を通した福祉教育を行います。
実績	学校を中心に福祉施設等でのボランティアの体験等が活発化されています。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
学校教育での体験、交流学习の推進							継続

2) 行政による福祉サービスの推進

(1) 情報・相談機能の充実

早島町では ICT（情報コミュニケーション技術）を地域福祉推進の一つの手段として捉え、必要な情報を必要なときに送受信できる環境を整備し、すべての町民が快適で充実した生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、ICT を活用し自宅にいながら気楽に相談できる体制の整備にも努めていきます。

公共施設予約管理システムの導入

事業概要	インターネットを利用して、中央公民館やゆるびの舎、体育施設、コミュニティハウス等の予約や各種イベント、講座等への参加申し込みができるシステムを構築し、町民の利便性を高めるとともに事務の効率化を図ります。
実績	平成 19 年度より取組みを開始し、平成 22 年度からはインターネットによる予約が可能となり利便性が向上しました。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
公共施設予約管理システム							継続

情報データベースの構築

事業概要	関係機関が連携して、保健・医療・福祉に関する最新の情報・資料等を収集・整理し、データベース化を推進し、情報の共有化等に努めます。
実績	保健福祉関係のデータベースの共有を図り、役場組織が横断的に地域福祉に取り組むことができる仕組みづくりを検討中です。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
データベース化の推進							継続

身近な総合的な相談支援体制の構築

事業概要	<p>様々なニーズに幅広く対応できる総合的な相談窓口を設け、相談支援体制の構築を図るとともに、要援護者等の早期発見に努めます。情報提供や相談の結果、専門家等による助言や指導が必要なものについては、速やかに専門相談による助言や指導を行うとともに、内容に応じた適切な専門機関への連絡や紹介が実施できるよう関係機関との連携体制を強化します。</p> <p>また、様々な問題に対していつでも気軽に相談でき、適切な助言ができるよう、相談員や関係職員の資質の向上に努めます。</p> <p>特に、保育相談や心の相談に関しては、専門的な知識を持った医師、保健師等を配置し、安心して相談のできる体制を確保します。また、広報・ホームページ等で事業の周知を図ります。</p> <p>さらに、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の認知症高齢者支援に重点的に取り組みます。</p>
実績	<p>地域包括支援センターの設置、担当窓口の充実を行いました。</p> <p>町民課、福祉課、包括支援センター、特に役場1階のワンストップ機能に関しては、非常に充実した体制が確立されてきています。さらに成年後見制度の普及、利用についての支援を実施しています。</p> <p>また、22年度において、民生児童委員等の協力を得て高齢者実態調査を実施、調査結果については民生児童委員に提供し、地域福祉活動に役立てます。</p>

(2) 健康づくりの推進

早島町に住むだれもが健康で文化的な生活を送ることは、町民すべての願いです。だれもがそのような生活を送るためには、健康に関する正しい知識を普及することや、町民自らが自身の心身の状態を正しく認識することが必要です。そのため、様々な意識の啓発・知識の普及活動や各種健診等の機会を用いて、住民が健康的な生活を送るための知識の普及促進に努めます。また、保健・医療・福祉の連携を図り、総合的・継続的な健康増進を進めます。

健診体制の整備

事業概要	<p>平成20年度より40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しています。また、75歳以上の方に対し後期高齢者健診を実施しています。</p> <p>特定健康診査やがん検診など各種検診に関し、地域の医療機関と連携を深め、いっそうの啓発や受診しやすい体制の整備を進めます。</p>
実績	<p>特定健康診査やがん検診等の各種健(検)診の受診率の向上への取組みを実施しました。</p>

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
健診体制の整備							継続

健康づくりの環境整備

事業概要	<p>食生活と喫煙は、本町の健康づくりにとって重要な問題であることから、栄養成分表示協力施設・禁煙・完全分煙実施施設の拡大に向け、啓発活動等に取組んでいきます。</p> <p>また、禁煙対策として、完全禁煙の推進、環境整備の促進を図っていきます。</p>
実績	<p>町役場、町民総合会館、中央公民館等の公的施設では完全禁煙を実施しています。今後も禁煙施設の増加を図ります。</p>

介護予防の推進

事業概要	<p>高齢者が要介護状態になったり悪化したりしないよう、健康教育等の介護予防の取組みを積極的に推進します。また、介護保険サービスを利用するまでに至らない高齢者や介護者を支援するための施策の充実を図ります。</p> <p>また、地域包括支援センターでは、保健師とケアマネジャー等がチームで業務にあたり、高齢者にまつわる様々な相談に対応するとともに介護予防に効果的な運動機能向上などのサービスを提供します。</p> <p>地域包括支援センターや関係部門が健康づくりの中核となって、全町民が住みなれた地域で健やかに過ごすことができるよう、関係機関との連携を図りながら、事業を進めます。</p>
実績	<p>地域包括支援センターによる出前講座や相談機能とともに、地域での活動も実施しました。</p>

軽スポーツによる健康づくりの推進

事業概要	高齢者でも無理なくできるウォーキング、ニュースポーツ等を普及し、高齢者一人ひとりの年齢、体力、目的等に応じて気軽に楽しむことのできる生涯スポーツやレクリエーション活動の推進を図り、健康づくりを推進します。
実績	ペタンク、グランドゴルフ等の軽スポーツの普及を図りました。また、平成22年度においてグランドゴルフ場を整備しました。

(3) 基盤整備の推進

地域内の交流促進、将来の早島町を担う子どもが地域でいきいきと過ごせる環境づくりに関しては、施設、公園、道路等の整備と有効利用が重要です。

今後、既存施設を有効活用するとともに、必要な基盤の整備を行い、地域福祉の向上に努めていきます。

町民憩いの場の整備

事業概要	町民誰もが近くで憩える空間を目指し、既設施設の活用を含め、憩いの場の整備を進めます。
実績	金比羅往来にぎわい再生事業でスポット的な公園として、宇喜多堤市場園、花町角の整備を行いました。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
町民憩い場の整備							継続

住区公園の整備

事業概要	子どもから高齢者まで安心して過ごせる公園や遊び場に関し、地域の実情を勘案しながら整備を進めます。
実績	1 住区 1 公園を基本に必要なに応じて整備を行っています。汐入公園は整備が完了し東住区公園を整備中です。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
住区公園の整備							継続

介護基盤の整備

事業概要	介護が必要な状態になっても、高齢者や家族等だれもが安心して住み慣れた環境での生活を続けることが可能となるよう、必要に応じた施設整備等、介護基盤の整備・充実を図ります。
実績	必要に応じて地域福祉センター等の改修を行ってきましたが、平成23年度には特別養護老人ホームの増床を予定しています。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
介護基盤の整備							継続

あんしん歩行エリアの整備

事業概要	歩行者が安全・安心に通行できる道づくりとして進めてきたあんしん歩行エリアを起点に町内全域に交通安全の事業を行い、歩行空間の確保及び歩行の整備やカーブミラー等交通安全施設の充実を図っていきます。
実績	当初計画地域については、平成 22 年度で整備が一旦終了しましたが、引き続き 2 号線北部等、必要に応じて整備を推進します。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
あんしん歩行エリアの整備							継続

保育園の整備

事業概要	アパート等の増加、共働き世帯の一般化から、定員を上回る受け入れが本町でも恒常化してきています。 待機児童の解消に向け、保育園の施設整備を図ります。
-------------	--

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
保育園の整備							継続

コミュニティバスの運行

事業概要	高齢者等の社会参加、日常生活の利便性や生活空間の共有の格差感の解消を図るため、町北部から町中心部へコミュニティバスを運行します。
実績	平成 21 年 10 月より、コミュニティバスを 2 台購入し、東コース、西コースと運行を開始しました。

期 間	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
コミュニティバスの運行							継続

第5章 推進・評価体制

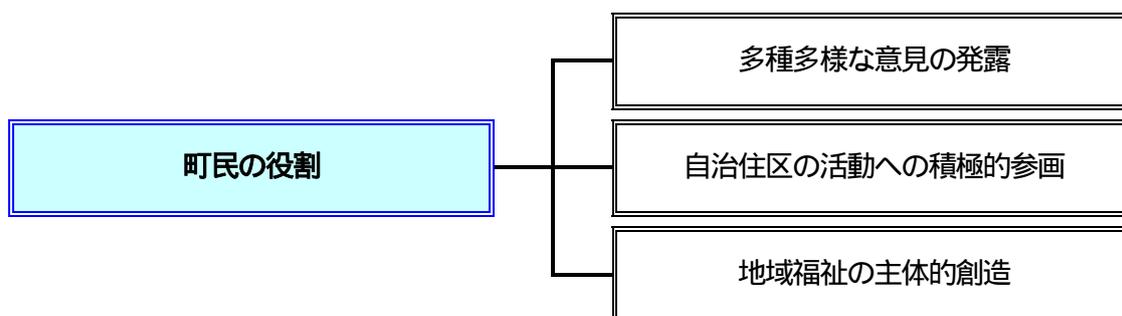
1. 各主体の役割

本計画は、早島町を構成するすべての主体が、早島町の地域福祉を、自らつくり、育て上げていくものです。町を構成する各主体が果たす役割を下記に示します。

1) 町民の役割

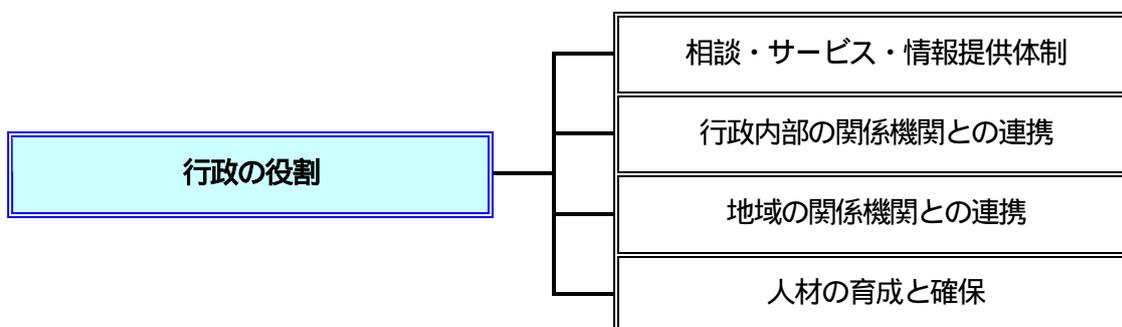
早島町を構成する「町民」は、乳幼児・高齢者・障がい者・外国人、自営業者、給与所得者、年金受給者等、千差万別です。

町民の果たすべき役割として、「多種多様な意見・感性を地域福祉に反映すること」「町の地域福祉を、自らつくり育てること」が必要です。



2) 行政の役割

行政は、地域福祉計画の推進を図るために、「関係各課と関係資料の提供や情報交換等、緊密な連携を図った分担業務の明確化、責任体制の整備」、「地域のあらゆる地域資源との連携の確保・強化」、「地域内の人材資源の確保と育成」等の活動を行います。特に、保健分野・医療分野・福祉分野の連携を図り、実効性のある計画の推進体制を構築します。



3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、町の地域福祉を推進する上での中心的な担い手です。

主に、社会福祉協議会では、『地域福祉の推進』、『介護保険事業の推進』、『募金活動と適切な運用』を柱に活動を行います。

(1) 『地域福祉の推進』では、主に「福祉活動の技術を支援する・啓発事業を行う」、「小地域のネットワークを支援する」、「体験・交流学习を支援する」、「福祉活動委員・員の活動支援」の4点を行います。

「福祉活動の技術を支援する」活動では、介護の理解促進と地域福祉の担い手を養成する町民ヘルパー養成事業とともに、町民活動支援センターと連携して、福祉ボランティアの育成支援に努めます。「啓発事業を行なう」活動では、自治住区での支え合い活動への啓発や、食の自立に向けた啓発を行ないます。

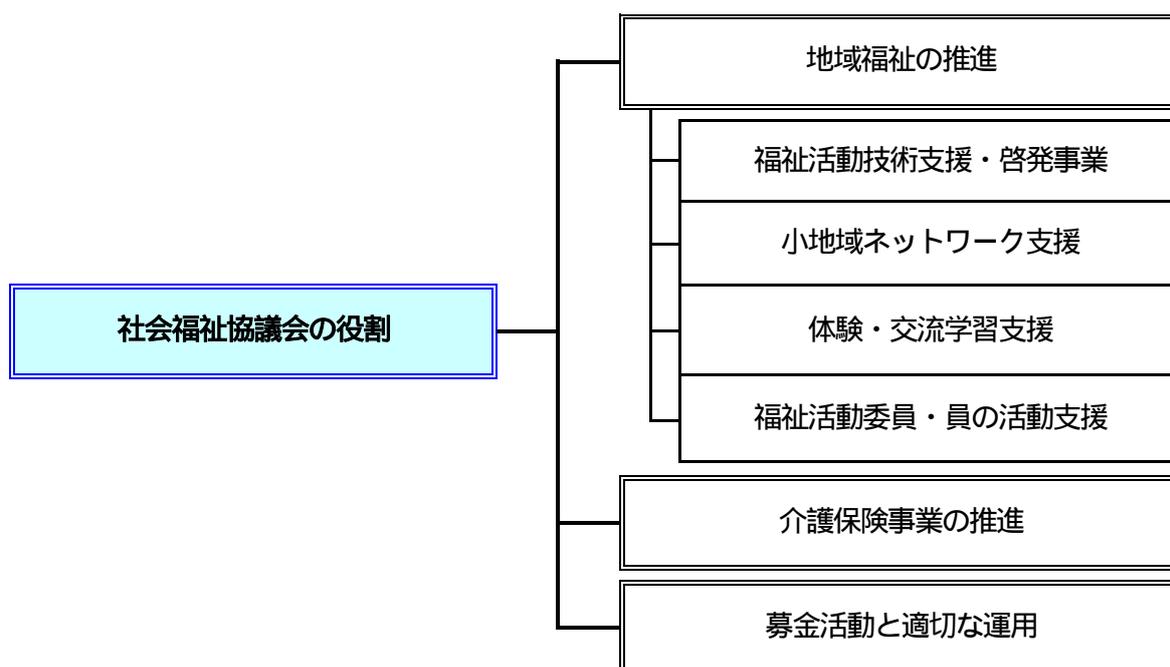
「小地域のネットワークを支援する」活動では、自治住区・自治会において主に福祉活動委員・員による要援護者の見守り等の担い手育成、高齢者等給食サービス、ふれあいサロン等の支援を行います。

「体験・交流学习を支援する」活動では、体験メニューの開発や提供等、児童生徒並びに教職員に対する福祉教育への積極的な支援を実施します。

「福祉活動委員・員の活動支援」では、自治住区地域福祉推進部会を中心とした地域福祉活動の支援を行います。

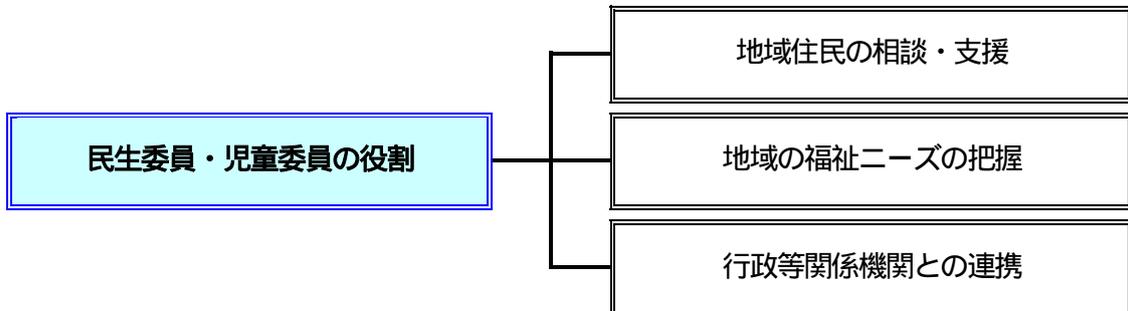
(2) 『介護保険事業の推進』では、サービスの質の向上と利用者ニーズに対応できる、町民が安心できる介護保険事業を展開するとともに、介護保険事業が持続可能であるよう効率的な運営に努めます。

(3) 『募金活動と適切な運用』では、共同募金、歳末たすけあい募金、ほほえみ基金等を町民が満足できる事業に適切に充当します。



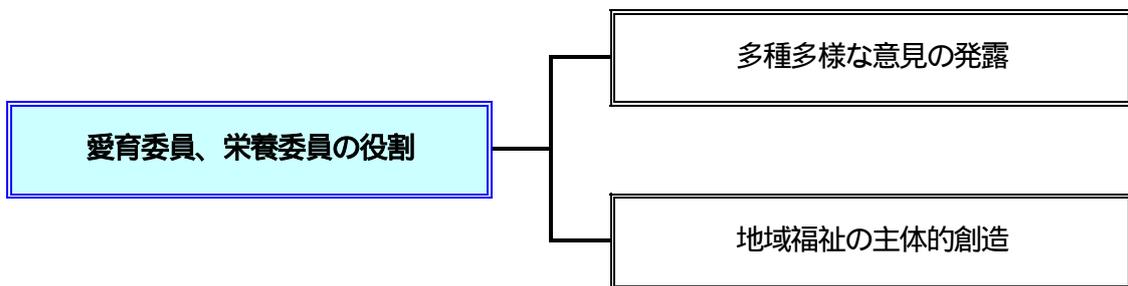
4) 民生委員・児童委員の役割

民生児童委員は、各地域の実情に精通しており、地域住民の身近な相談役・支援者として大きな役割を果たしています。今後も地域におけるニーズを掘り起こし、行政等関係機関と連携の強化を図り、地域福祉の推進につとめていきます。



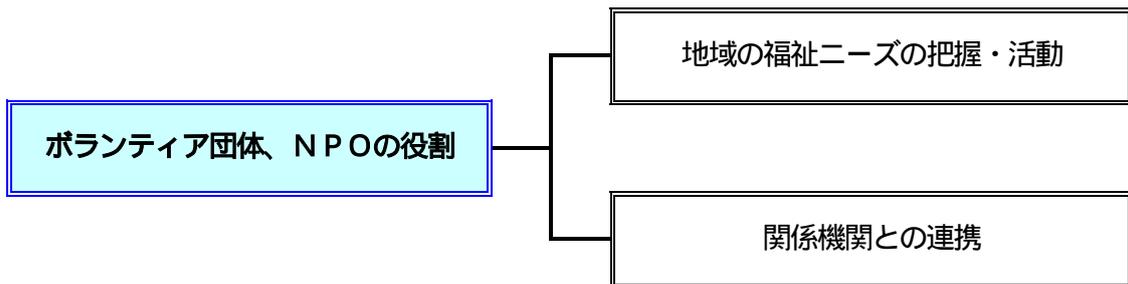
5) 愛育委員、栄養委員の役割

愛育委員、栄養委員は、地域の健康づくりのリーダーとして、地域に暮らすすべての人々が、健康を手に入れることができるよう支援しています。今後も、食生活・運動等の町民の総合的な健康づくりを推進するとともに、行政と関係機関との連携を進めていきます。



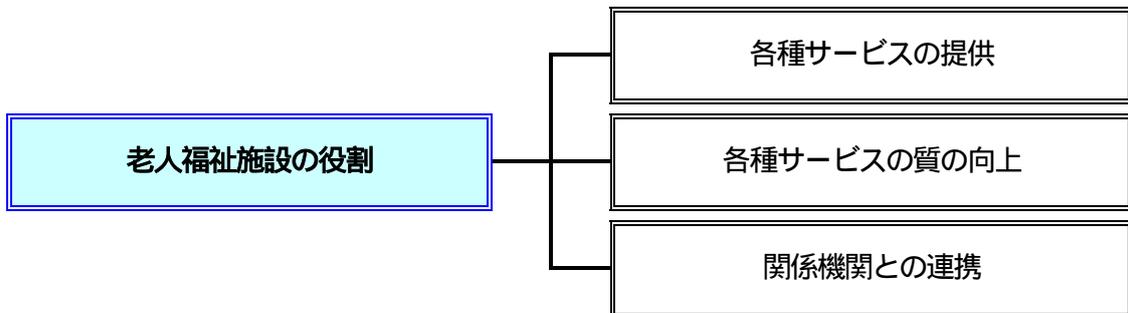
6) ボランティア団体、NPOの役割

ボランティア団体、NPOは、福祉や環境、まちづくり等の様々な分野において、ボランティア活動をはじめとしたNPOによる社会貢献活動を行っています。そのような住民との協働による地域の福祉ニーズの把握や行政等関係機関との連携を進めます。



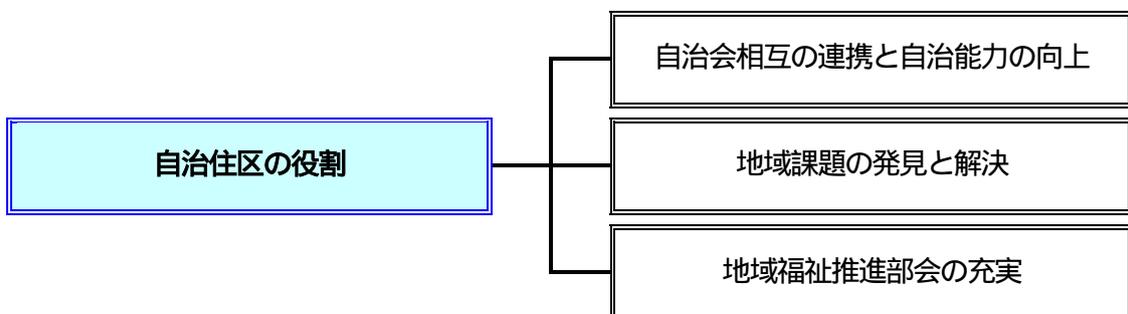
7) 老人福祉施設の役割

老人福祉施設は、福祉ニーズの多様化に伴い、長期入所から短期入所（ショートステイ）、通所施設（デイサービスセンター等）と様々な形態をもち、地域に開放されています。今後も、地域における福祉サービスの拠点であり、サービス水準の向上を図るとともに、関係機関との連携を進めます。



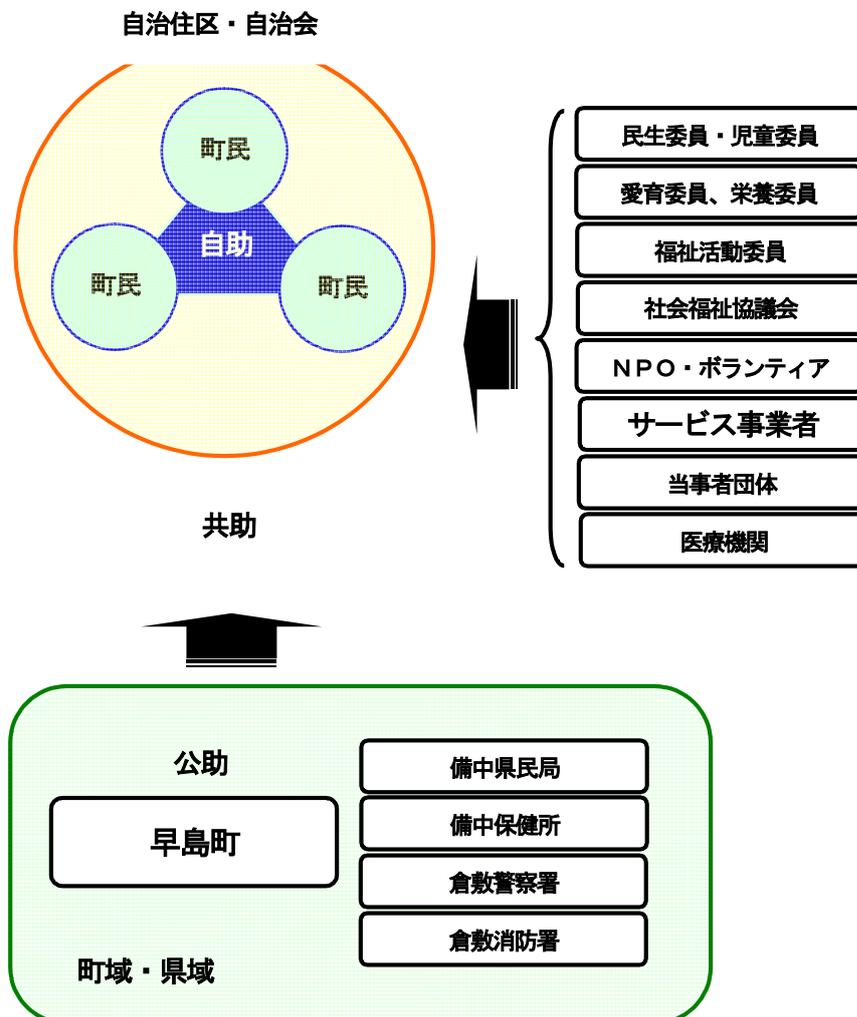
8) 自治住区の役割

自治住区は、各自治会の地域性・歴史性を考慮し一定の面積・世帯数を有するように構成されています。各自治住区では、自治住区を構成するすべての町民が参画して、自らの地域福祉の現状を把握し、それに対応した地域福祉の課題を見だし、解決していくため地域福祉活動の中心を担う地域福祉推進部会の充実が必要です。



2. 推進体制の整備

本計画は、前述のように、早島町を構成するすべての主体が、早島町の地域福祉を、自ら創り、育て上げていくものであり、早島町を構成する全ての主体による推進体制を整備する必要があります。



3. 町民への啓発の推進

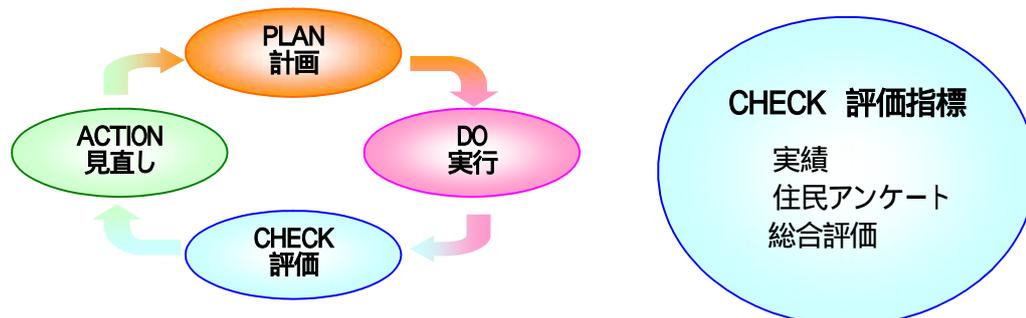
本計画は、あくまでも「早島町の地域福祉推進の指針」であり、地域福祉を向上させ続けるためには、本計画をもとに「地域の住民が、自ら福祉を考え、自ら福祉を創りあげ、自ら福祉を育てる」まちづくりを行う必要があります。

そのため、町民に対する本計画の周知が必要となりますが、下記的手段等を用いて、町民に対して地域福祉の啓発を行います。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページに地域福祉計画を掲載します。 ・町民課、福祉課等の関係部署で地域福祉計画の閲覧を可能にします。 ・自治住区等、地域の会合での周知に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等の媒体で地域福祉計画に関する啓発を行います。 ・福祉活動委員等により地域福祉に関する活動を展開します。 ・各種の活動の場において、地域福祉計画に関する啓発を行います。
愛育委員、栄養委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における健康づくり活動の中で、地域福祉計画の周知に努めます。
老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者に対して、地域福祉計画に関する啓発を行います。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・保有している地域福祉の情報をあらゆるコミュニケーションの場において受発信します。
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当地区において、福祉活動委員等との連携のもと地域福祉計画の周知に努めます。
ボランティア団体・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する活動を展開します。 ・各種の活動において、地域福祉計画の周知を行います。
自治住区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する活動を展開します。 ・各種の活動において、地域福祉計画の周知を行います。

4. 計画・評価の仕組み

本計画は、早島町の地域福祉を不断に高める取り組みです。P（PLAN 計画）- D（DO 実行）- C（CHECK 評価）- A（ACTION 見直し）を一連の流れとする計画といえます。



5. 実行結果の評価

1) 計画の実行

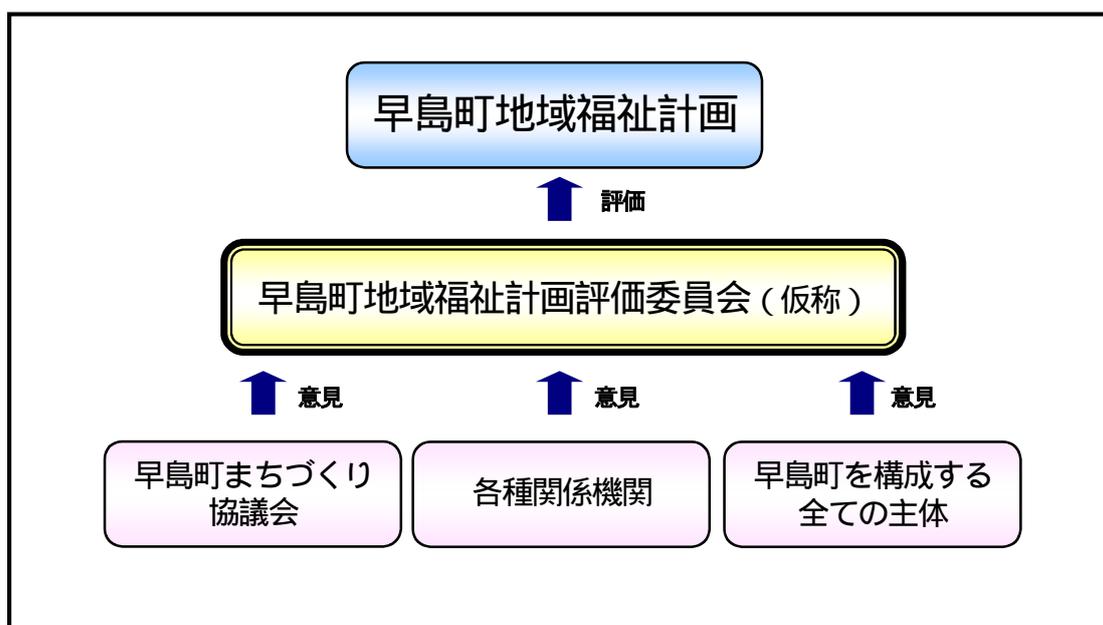
本計画は、「第4次早島町総合計画」との整合性をもった年度計画により実行していきます。

2) 早島町地域福祉計画評価委員会（仮称）による評価

年度計画に基づく実行の結果は、まちづくり協議会、各種関係機関の代表、学識経験者、行政の代表等からなる「早島町地域福祉計画評価委員会（仮称）」により、地域福祉計画の評価を行います。また、評価については、広報紙、ホームページ等で随時公開します。

3) 実行の見直し

評価に対する分析を行い、より積極的な取組みや修正等、弾力的な見直しを行います。



6. 計画の見直し

本計画は、5年を1期とした計画として、評価・見直しが必要となります。

計画期間の終了時に、「早島町地域福祉計画評価委員会（仮称）による評価」を参考に、「早島町地域福祉計画策定委員会」による計画の見直しを行います。

資料編

早島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 14 日
早島町要綱第 10 号

(目的及び設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、早島町における総合的な地域福祉の推進を図るための早島町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、早島町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、町長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、社会福祉事業関係者、社会福祉活動関係者、住民組織代表、教育・行政関係者等の内から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は、その任務が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長 1 名、副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、少子高齢政策室において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、町長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

早島町地域福祉計画の策定の経過

開催年月日	会議内容等
平成 22 年 7 月 16 日	17 名を策定委員に委嘱 第 1 回地域福祉計画策定委員会 ・ 早島町地域福祉計画策定委員会設置要綱について ・ 会長、副会長選任について ・ 早島町地域福祉計画策定方針について
12 月 10 日	第 2 回地域福祉計画策定委員会 ・ 早島町地域福祉計画（素案）について
平成 23 年 1 月 12 日 から 平成 23 年 2 月 7 日	素案に対する意見募集（パブリックコメント）
2 月 25 日	第 3 回地域福祉計画策定委員会 ・ 早島町地域福祉計画（案）について

平成 22 年度 早島町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(17 名)

	氏 名	所 属	備 考
会長	武 田 則 昭	川崎医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉学科教授	学識経験者
	河 原 伸	都窪医師会理事	保健医療関係者
	原 哲 也	都窪歯科医師会副会長	〃
	小 郷 伊津子	早島町愛育委員会副会長	〃
	友 永 洋 子	早島町栄養委員会会長	〃
	佐 藤 孝 之	(福)早島町社会福祉協議会会長	社会福祉事業関係者
	足 立 裕 明	(福)敬仁会 特別養護老人ホーム白亜館施設長	〃
	野 口 英 臣	(福)中野社会福祉協会 かんだ保育園長	〃
	二 本 木 豊	早島町民生児童委員協議会会長	社会福祉活動関係者
	則 武 利 明	N P O 法人城山うさぎ代表	〃
	河 北 憲 一	福祉活動委員協議会会長	〃
	鈴 木 重 康	早島町自治住区区長会会長	住民組織代表
	藤 江 京 子	早島町婦人会代表	〃
	林 勇	早島町老人クラブ連合会会長	〃
	高 橋 誠	早島町保・幼・小・中連絡協議会会長	〃
	岡 頌 敏	早島町教育委員会教育長	教育関係者
副会長	小 寺 良 成	岡山県備中県民局次長 (備中保健所長)	行政関係者

用語解説

あ行	
ICT	情報通信技術。「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー (Information and Communication Technology)」の略。IT「インフォメーション・テクノロジー (Information Technology)」とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合は ICT と、区別して用いる場合もある。国際的に ICT が定着していることなどから、日本でも近年 ICT が IT に代わる言葉として広まりつつある。
NPO	民間非営利組織。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション (non profit organization)」の略。福祉、環境、文化・芸術等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。
か行	
介護予防	可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ること、または要介護状態を悪化させないようにすること。
協働	読んで字のとおり「協力して働く」こと。特に、行政と市民や事業者等、地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のために、お互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。地方分権や価値観の多様化が進む中、福祉、まちづくり、環境等のあらゆる課題に適切に対応するために協働することが必要になっている。
後期高齢者	75 歳以上の高齢者をいう。
合計特殊出生率	各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。人口動態統計によって、女性の年齢別出生率の合計から計算される。年齢別出生率とは、その年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合で、合計特殊出生率は女性が一生涯にもつであろう平均的な子どもの数であるともいわれる。
高齢化率	国連は 65 歳以上を高齢者とし、かつそれ以上の年齢層を老年人口としているが、高齢化率は、その老年人口（65 歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。

さ行	
社会福祉法	昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成 12 年に社会福祉事業法の題名改正を行ったもの。主な改正の柱は、「利用者の立場に立った社会福祉制度の構築」「利用者保護のための制度の創設」「サービスの質の向上」「社会福祉事業の充実・活性化」「地域福祉の推進」など。
シルバー人材センター	定年退職後の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の増大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。
生涯学習	人が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意志に基づき、自己に適した手段・方法で生涯を通じて行う学習のこと。職業的なものから趣味的、社会的なものまで広い範囲のものを生涯学習と呼ぶことができる。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法第 15 条に基づき、法別表が定める身体障害の範囲・程度に該当する者に対し、当該障害者の申請（本人が 15 歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請する）に基づいて交付されるもので、同法による福祉サービスを受けることができることを示す証票であり、都道府県知事の指定する医師の診断書・意見書を添付して都道府県知事に申請する。
精神保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定された制度で、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、1995 年の精神保健福祉法改正時に創設された。精神疾患（機能障害）の程度、能力障害の程度で判定され、1 級から 3 級までの等級がある。
前期高齢者	65 歳以上の高齢者のうち、65 歳～74 歳までの高齢者をいう。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
た行	
地域子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤形成を目的として、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行う機関。

た行	
地域コミュニティ	従来の単なる地域共同体ではなく、地域の住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業、活動を重視した福祉型の地域共同体。
特別養護老人ホーム	老人福祉法において、65歳以上の者で、身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時介護を必要とし、かつ在宅生活が困難な者が入所する施設とされている。施設で提供されるサービスは、入浴、排泄、食事等、介護その他の日常生活上の世話、健康管理、機能訓練、レクリエーション行事の実施、相談、家族や病院・福祉事務所との調整、金銭管理等の代行業務等、生活を行う上での幅広いものである。
な行	
認知症サポーター	地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートしたり、地域の様々な社会資源につなげる窓口となる役割を担う人のこと。
は行	
福祉作業所	民間事業所で働くことができない障がい者の就労先として、障がい者や親、職員などの関係者が共同で運営する作業所。
ホームヘルパー	自宅で暮らし続けていくうえで様々な困難を抱える人々（高齢者、障がい児（者）、難病患者、ひとり親家庭など）に対し、自宅を訪れ家事や介護など様々な援助を行う援助職。
ボランティア	自発的に事業に参加する人。特に社会事業活動に無報酬で参加する人。社会のためになる事業・運動等に熱心で、協力を惜しまない人。
ま行	
メタボリックシンドローム	内臓脂肪の蓄積によりインスリン抵抗性（インスリンの働きの低下）が起こり、糖代謝異常（耐糖能異常、糖尿病）、脂質代謝異常（高中性脂肪血症、低HDLコレステロール血症）、高血圧などの動脈硬化の危険因子が、一個人に集積している状態。
や行	
要介護者	一般的には、食事や排泄・入浴等の日常生活動作や家事について他者の介護を必要とする人をいう。介護保険法では、第7条第3項で範囲を規定している。
ら行	
療育手帳	居住地または現在地を管轄する福祉事務所長または市町村長に申請し、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事または指定都市の市長から交付される手帳。
老人クラブ	高齢者における心身の健康の増進をはかり、老後生活を健全で豊かにすることを目的とした自主的かつ中立的な組織である。

早島町地域福祉計画

発行年月 平成23年3月

発行 岡山県早島町

〒701-0303 岡山県早島町前潟 360-1

TEL(086)482-2483